官報

第百四十九號

NO. 149

昭和二年六月二十九日　水曜日

内閣印刷局

勅令

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ關東廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和二年六月二十八日

内閣總理大臣　男爵　田中　義一

勅令第百九十八號

關東廳官制中左ノ通改正ス

第十四條ノ二　管内ニ警察署ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ關東長官之ヲ定ム

第十五條中「屬　專任百三十五人」ヲ「屬　專任百四十二人」ニ、「視學　專任五人」ヲ「視學　專任九人」ニ、「技手　專任四十人」ヲ「技手　專任四十三人」ニ、「翻譯生　專任二十三人」ヲ「翻譯生　專任二十六人」ニ、「警部補　專任百十四人」ヲ「警部補　專任百十七人」ニ改ム

第二十二條中「及警察署長」ヲ「警察署長」ニ改メ「警部」ヲ「警部補」ニ改ム

第三十八條ノ二中「警察支署長」ヲ「警部」ヲ創ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

大正八年四月十一日公布勅令第九十四號關東廳官制抄錄

第二十二條　民政署長ハ管内ノ警察署長及警察支署長ヲ指揮ス

第三十八條ノ二　警察署長ハ警視又ハ警部、警察支署長ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ上司ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ樺太廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和二年六月二十八日

内閣總理大臣　男爵　田中　義一

勅令第百九十九號

樺太廳官制中左ノ通改正ス

第二條中「部長　二人」ヲ「部長　三人」ニ、「事務官　專任四人」ヲ「事務官　專任六人」ニ、「技師　專任六人」ヲ「技師　專任五人」ニ、「屬　專任百十一人」ヲ「屬　專任百二十人」ニ、「警部　專任十一人」ヲ「警部　專任十二人」ニ、「森林主事　專任七十人」ヲ「森林主事　專任七十七人」ニ改ム

第十一條中「二部」ヲ「三部」ニ改メ「内務部」ノ次ニ「農林部」ヲ加フ

第三十一條　樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十二條第一項ヲ左ノ如ク改メ第二項中「及警察分署長」ヲ創ル

警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

大正七年六月六日公布勅令第百九十八號樺太廳官制抄錄

第三十一條　樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク

長官ハ必要ト認ムルトキハ警察署ノ下ニ警察分署ヲ置クコトヲ得

警察署及警察分署ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十二條　警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ警察分署長ハ警部ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

警察署長及警察分署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ南洋廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和二年六月二十八日

内閣總理大臣　男爵　田中　義一

勅令第二百號

南洋廳官制中左ノ通改正ス

第二條中「屬　專任四十五人」ヲ「屬　專任四十七人」ニ改ム

第三條中「農商務大臣」ヲ「商工大臣」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

大正十一年三月三十一日公布勅令第百七號南洋廳官制抄錄

第三條　長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ政務ヲ管理ス但シ郵便及電信ニ關スル事務ニ付テハ逓信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ農商務大臣ノ監督ヲ承ク

省令

◎農林省令第十八號

輸出生絲檢査法施行規則中左ノ通改正ス

昭和二年六月二十九日

農林大臣　山本悌二郎

第三十二條ノ二　前條ノ場合ニ於テ第十一條ノ檢定證ハ申請ニ依リ當分ノ内同條ノ檢査濟證票ト同樣ノ檢査濟證票ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ申請ニ依リ樣式第五號ノ檢定證ヲ交付スルコトヲ得

第三十三條　輸出生絲檢査法第二條ノ規定ハ同法施行前ノ賣買契約ニ因リ昭和二年七月三十一日以前ニ生絲ノ受渡ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ但シ昭和二年產ノ繭ヲ以テ製產シタル生絲ニ付テハ輸出ヲ業トスル者ガ其ノ賣買契約ニ基キ同法施行前引込ヲ爲シタル場合ニ限ル

樣式第一號附表第三號ヲ第四號トシ第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

本文

文書 149 号

三 檢査濟證票ヲ以テ檢定證ニ代フルコトヲ希望スルトキハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記載スベシ

同第十號ニ左ノ備考ヲ加フ

備考

檢査濟證票ヲ以テ檢定證ニ代ヘタル場合ニ於テハ檢定證番號ニ代ヘ檢査濟證票ノ檢査番號ヲ記載スベシ

同第十三號備考中「春秋及黄白別」ヲ「春秋、黄白及新古別」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

昭和二年二月二十三日農林省令第一號輸出生絲檢査法施行規則抄錄

第三十二條 第十一條、第二十條及第二十一條ノ規定ニ依ル封印ハ申請ニ依リ當分ノ内之ヲ施サザルコトヲ得

第三十三條 輸出生絲檢査法第二條ノ規定ハ大正十五年一月發生ノ繭ヲ以テ製産シタル生絲ヲ同法施行前ノ賣買契約ニ因リ昭和二年七月三十一日以前ニ受渡ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ

訓令

◎文部省訓令第十七號

文部大臣 官房會計課

直轄諸學校 帝國圖書館

昭和二年度文部省所管學校及圖書館歳入歳出豫算科目表ニ左ノ通追加ス

昭和二年六月二十九日

文部大臣 水野錬太郎

一 歳入臨時部末位ニ前年度支出未濟金繰入ノ款、項、目ヲ加フ

告示

◎内務省告示第三百六十二號

廣島都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法第一條ノ規定ニ依ル地域左ノ通指定シ昭和二年七月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年六月二十九日

内務大臣 鈴木喜三郎

廣島都市計畫

地域ノ部

第一 商業地域ノ部

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地

廣島市内

一 愛宕町、袋帳橋町、比治山町、稻荷町、山口町、銀山町、東引御堂町、磐屋町、胡町、堀川町、下流川町、藥研地、三川町、立町、東魚屋町、研屋町、平田屋町、揚屋町、紙屋町、尾道町、大手町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、中島本町、天神町、材木町、元柳町、木挽町、中島新町、西引御堂町、宗稲町、鹿屋町、十日市町、西九軒町、左官町、猫屋町、西地方町、小網町、西新町、塚本町、堺田一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

二 荒神町、大須賀町、宇品町、的場町、京橋町、八丁堀鍛冶町、鍛町、下柳町、田中町、平塚町、竹屋町、新川場町、下中町、水主町、河原町、船入町、廣瀬町、天滿町、觀音町、鶴島町一部（別紙附圖第一圖乃至第十三圖表示ノ通）

二 安佐郡内

三篠町ノ内

一 大字榆木、大字打越ノ一部（別紙附圖第十四圖表示ノ通）

三 佐伯郡内

己斐町ノ一部（別紙附圖第十五圖表示ノ通）

草津町ノ内

一 大字草津ノ一部（別紙附圖第十六圖表示ノ通）

ロ 左記道路ノ南側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地

一 八丁堀三十四番地ノ二地先ヨリ同町一番地ノ一地先ニ於テ右折シ鐵砲町五十四番地ノ一地先ニ至ル ノ路線

二 八丁堀三十四番地ノ二地先ヨリ京橋ヲ經テ猿猴橋西詰ニ至ル ノ路線

三 金屋町百十九番地ノ一地先ヨリ的場町九十六番地ノ一地先ニ至ル ノ路線

四 的場町九十六番地ノ一地先ヨリ段原町字中比治山三百六十四番地ノ一地先ニ至ル ノ路線

五 段原町字大畑六十四番地ノ一地先ヨリ同町字比治山中組千四十七番地ノ一地先ニ於テ左折シ同町字比治山下組千六十一番地ノ一地先ニ於テ右折シ皆實町字參之劃九百四十番地ノ一地先ニ至ル ノ路線

六 小町二十二番地ノ一地先ヨリ竹屋橋及鶴見橋ヲ經テ段原町字比治山下組千百五十四番地ノ一地先ニ至ル ノ路線

七 小町五番地ノ一地先ヨリ國泰寺町千二百十二番地ノ三地先ニ於テ斜左折シ御幸橋ヲ經テ皆實町字參之劃九百四十番地ノ一地先ニ至ル ノ路線

八 大手町九丁目二百二十八番地ノ一地先ヨリ同町六番地地先ニ於テ斜左折シ明治橋ヲ經テ水主町三百四十九番地地先ニ於テ右折シ同町三百四十八番地地先ニ於テ斜左折シ住吉橋ヲ經テ觀音橋東詰ニ至ル ノ路線

九 水主町四十四番地ノ四地先ヨリ同町三百二十八番地ノ三地先ニ至ル ノ路線

十 國道二號路線ノ内天滿橋西詰ヨリ鶴島橋ヲ經テ己斐橋東詰ニ至ル ノ路線

第二 工業地域ノ部

左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域ノ部ニ掲クルモノヲ除ク

一 廣島市内

一 大須町、東新開町ノ全部

二 尾長町、荒神町、鹽屋町、皆實町、段原町、宇品町、南竹屋町、千田町、水主町、吉島町、船入町ノ一部（別紙附圖第一圖乃至第三圖、第八圖、第十圖、第十七圖及第十八圖表示ノ通）

二 安藝郡内

矢賀村ノ一部（別紙附圖第十九圖表示ノ通）

三 佐伯郡内

一 大字榆木、大字打越ノ一部（別紙附圖第十四圖表示ノ通）

第三 住居地域ノ部

左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域ノ部及第二工業地域ノ部ニ掲クルモノヲ除ク

一 廣島市内

一 大須賀町、段原町、的場町、土手町、松川町、臺屋町、京橋町、金屋町、白島中町、白島西中町、白島東中町、白島北町、白島九軒町、東白島町、西白島町、共町、橋本町、石見屋町、上流川町、八丁堀、鐵砲町、鍛町、下柳町、田中町、平塚町、竹屋町、南竹屋町、新川場町、下中町、大手町九丁目國泰寺町、千田町、小町、水主町、吉島町、寺町、河原町、船入町、江波町、天滿町、觀音町ノ全部

二 尾長町、皆實町、元宇品町、廣瀬町、鶴島町ノ一部（別紙附圖第二圖、第三圖、第十一圖、第十二圖表示ノ通）

二 安藝郡内

牛田村ノ全部

矢賀村ノ全部

仁保村ノ一部（別紙附圖第二十一圖表示ノ通）

三 安佐郡内

三篠町ノ内

一 大字新庄、大字榆木ノ全部

二 大字打越ノ一部（別紙附圖第十四圖表示ノ通）

四 佐伯郡内

己斐町ノ内

一 字才崎谷、字東、字平原、字上堤、字才崎新開、字中堤、字西、字田屯、字榆田、字中郷、字大畝、字土井、字彦年、字高林、字大彦、字濱、字右龜、字七丸、字下畠、字梅屋、字開、字一本松、字天保、字戸島、字山崎新開ノ全部

一 大字吉江ノ全部

草津町ノ内

一 大字庚午新開ノ全部

二 大字草津ノ一部（別紙附圖第十六圖表示ノ通）

（圖面省略）

◎農林省告示第百六十九號

森林法ニ依リ左記ノ箇所ハ之ヲ保安林ニ編入セズ

昭和二年六月二十九日

農林大臣 山本悌二郎

字	地番	面積	所有者
青森縣中津輕郡藤野村大字十面澤			
濱妻ノ神	一八ノ一	段畝 歩 六五〇九	佐藤 寅吉
同	一八ノ二	四七一七	出町 善太郎
同	一八ノ三	四二一八	工藤 金市
同	一八ノ四	四一〇九	出町 次郎作
同	一八ノ五	四一〇二	同
同	一八ノ六	三一〇九	同
同	一八ノ七	四二〇七	同
同	一八ノ八	四二一七	同
同	一八ノ九	四〇一九	同
同	一八ノ一〇	四四〇六	同
同	一八ノ一一	四〇一四	同
同	一八ノ一二	四〇四	齋藤 與一郎
同	一八ノ一六	三〇一九	同
同	一八ノ一九	二六一四	工藤 武四郎
同	一八ノ二〇	二四一一	塙田 仁三郎
同	一八ノ二一	二五一〇	出町 石太郎
同	一八ノ二二	二三一六	同
同	一八ノ二三	二二二四	同
同	一八ノ二五	二二五六	出町 吉太郎
同	一八ノ二六	二五〇四	同
同	一八ノ二七	二九〇六	同
同	一八ノ二八	二六一一	同
同	一八ノ二九	二九〇八	出町 柾吉
同	一八ノ三〇	三六〇七	同
同	一八ノ三一	二九一四	同
同	一八ノ三二	二八〇一	同
同	一八ノ三三	五一〇九	同
同	一八ノ三四	二八一〇	同
同	一八ノ三五	二八〇七	同
同	一八ノ三六	二八二六	同
同	一八ノ三七	二八二九	同
同	一八ノ三八	二九〇六	同
同	一八ノ三九	二七二六	工藤 金市
同	一八ノ四〇	二七二四	同
同	一八ノ四一	二七二一	中野 忠亮
同	一八ノ四二	二七二一	同
同	一八ノ四三	二六二一	同
同	一八ノ四四	二九〇二	同
狐	森一ノ一	八三一四	須藤 寅三郎
同	一ノ二	一一二	加賀谷丑太郎
同	一ノ三	五三一〇	三浦惣太次郎
同	一ノ五	四〇二一	同
同	一ノ六	四〇二一	同

◎農林省告示第百七十號

森林法ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

昭和二年六月二十九日

農林大臣 山本悌二郎

字	地番	面積
青森縣西津輕郡水元村大字妙堂崎		
掛元	九四	町段畝 歩 六三一一
同	一〇三	六八〇二
同	一〇四	二一四〇五
同	一一七	一七三一七
同	一一三	七〇〇五
同森田村大字山田		
玉井	一	四、七一二二
同	七八	二、〇三〇九
清水	五三ノ一	五、一三一四ノ角
同	同ノ三	見込 六三〇〇
同	一〇〇〇	一、八一一〇
神崎	七二	一三〇〇
同	七五	五七〇〇
同	一一二	六〇一〇
同	一三三	一六〇四
同	一四五	
同大字森田		
月見野	三四九ノ一	見込 二〇五〇七ノ角
同	同ノ二	一〇〇〇
同	四八七ノ一	五〇〇
		見込 三、四三〇六ノ角
同	見込 一六〇〇	
駒ケ澗	三〇ノ一	一七、〇六〇一ノ角
同	同ノ二	同一一、二二一〇
同	同ノ三	一一〇
同	同ノ四	五〇六
同	同ノ五	五一八
同	同ノ六	一〇〇
同	同ノ七	三二七
同	同ノ八	三、三八〇六
同大字床舞		一、一二七
藤山	一四二	見込 六、九九二〇〇ノ角
同	一六二	六二〇〇
同	一六三	一、四〇〇〇
同	一六四	一三〇〇
同	見込	三三二五ノ角
同	一九〇二	二四〇〇
		九〇〇一ノ角
同	一六五	同 八二〇
同	一七一	四六〇六
同	一七三	七二一〇
同	一七四	一二一四

字	地番	面積	所有者
鶴喰	一一	見込 二三五	
同	一三	三九〇三ノ角	
同大字大篠			
八重菊	七二七	三一〇	
同	四〇一六		
同	二六一二		
同	一一〇六		
同	一八一〇		
同	五四		
同	五七		
同	六〇		
同大字大篠			
八重菊	一九	見込 一、〇一〇六ノ角	
同	二〇ノ一	二四二〇	
同	同ノ二	一七一一〇〇	
同	同ノ四	三一〇六	
同	同ノ五	一一〇	
同	同ノ九	五〇三	
同	同ノ一〇	四〇四	
同	二三ノ一	見込 一二七四〇〇ノ角	
同	同ノ二	五二〇〇	
同	同ノ五	五〇〇	
同	二四ノ一	見込 三四、三一二三ノ角	
同	同ノ二	二八、五〇二五	
同	同ノ三	一三一二	
同	同ノ四	一五一八	
同車力村大字牛潟		二六〇	
太田光	六四	見込 三、三三〇ノ角	
同	一九	一一〇	
同大字車力	二〇ノ一	三三、三二一八ノ角	
同	同ノ四	七三一一	
同	同ノ五	一一〇	
同	同ノ九	五三〇	
同	同ノ一〇	四〇四	
同	二三ノ一	見込 一二、六六〇〇	
同	同ノ二	一八六二〇ノ角	
同	同ノ五	三一一三	
同	二四ノ一	一一〇	
同	同ノ二	五〇三	
同	同ノ三	四〇四	
同	同ノ四	一二七四〇〇ノ角	
同	同ノ五	五二〇〇	
同	二四ノ一	見込 三四、三一二三ノ角	
同	同ノ二	二八、五〇二五	
同	同ノ三	一三一二	
同	同ノ四	一五一八	
同車力村大字牛潟		二六〇	
太田光	六四	見込 三、三三〇ノ角	
鶯野澤	七三ノ一	一一〇	
同大字車力		三三、三二一八ノ角	
乘鞍	一三	一一、四四二四ノ角	
同森田村大字床舞		三〇三	
石神	七	見込 一二一〇	
同	八	六三二四	
同大字森田			
駒ケ澗	三六	大六二〇	
同	三七	四七〇五ノ角	
同	三八	九六一〇	
同大字床舞		見込 四七〇九八ノ角	
藤山	五九	五八二〇	
同	三九	三六〇〇ノ角	
同	四〇	三六〇〇ノ角	
同大字床舞		一五二〇	
藤山	一三〇ノ二	四七〇六	
同	一三一	四七〇六	
同	一三五	二九一〇	

◎農林省告示第百七十一號

森林法ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

昭和二年六月二十九日

農林大臣 山本悌二郎

字	地番	面積
群馬縣吾妻郡嬬恋村大字今井		
今宮	二七七	町段畝 歩 一〇四一九ノ角
		一二五〇九

◎農林省告示第百七十二號

森林法ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

昭和二年六月二十九日

農林大臣 山本悌二郎

字	地番	面積
愛知縣丹羽郡城東村大字纒鹿尾		
永室	一四二	町段畝 歩 四〇三
同	一四三	九一五
同	一四四	四〇〇
同	一五四	一二二
同	一五五	一八〇七
同	一六〇	一一〇
同	一六一	一〇九
同	一六五ノ一	一〇一
同	一六七ノ一	一一五
同	一六八	三
同	一八九	一八〇七
同	一七一	一七一〇
同	一七二	一七一二
同	一七三	一九〇一
同	一七四	一三一九
同	一十四	一九
同	三二	一〇一七
同	三三	二二四
同	三六ノ一	四一三三
同	三六ノ二	四〇六

官報 第一四九號 昭和二年六月二十九日（水曜日）（第三種郵便物認可）
149 75
本文

| | | |

◎遞信省告示第千四百九十八號

昭和二年七月六日ヨリ左記郵便局ニ電話交換業務ヲ開始シ電報規則第百五十二條ニ依ル電話加入者ノ託送電報ヲモ取扱フ

昭和二年六月二十九日　遞信大臣　望月　圭介

名稱	位置
井ノ口郵便局	和歌山縣那賀郡東貴志村

◎遞信省告示第千四百九十九號

外國郵便爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

昭和二年六月二十九日　遞信大臣　望月　圭介

英國貨幣	出振	著到
一ポンド	一國ニ付四十七セント	一國ニ付1/11即一シリング十一「ペンス」二五〇
一シリング	二一二・三〇二	五・六一三
一ペンニ	二一二・三〇二	四・六〇一
一ポンド	一〇二・三〇二	一〇三・〇二五八
一シリング	一〇二・三〇二	五・六一三
一ペンニ	一〇二・三〇二	四・六〇一

米國貨幣	出振	著到
一ダラー	二一一・〇〇二	一國ニ付四十七セント」一二五
一ダラー	二一一・〇八二	—
一ダラー	二一一・〇八二	—

カナダ貨幣	出振	著到
一ダラー	二一一・〇六六	一國ニ付四十七セント」—
一ダラー	二一一・〇八二	—

其ノ他ノ貨幣換算割合ハ後前ノ通

◎樺太廳告示第四十八號

大正十年月樺太廳告示第百七十八號漁村部落宅地等級中左ノ通改正ス

昭和二年四月六日　樺太廳長官　豊田　勝藏

五等地ノ部床丹ノ項「自二四番地至二六番地」ヲ「自二四番地至三八番地」ヲ、追手ノ項「自四二番地至九四番地」ノ次ニ「自九七番地至一二四番地」ヲ加フ

六等地ノ部野寒ノ項ノ次ニ「相濱自一番地至六四番地」ヲ加フ

七等地ノ部北泊帆ノ項ノ次ニ「珍内自六七番地至一三八番地」ヲ加フ

八等地ノ部仁多須ノ項中「至三六番地」ヲ「至九六番地」ニ改メ美多良ノ項ノ次ニ「洞内自一番地至三〇番地」ヲ、宇蘭ノ項ノ次ニ「江戸内自一番地至二六番地」ヲ、留久志ノ項ノ次ニ「小田洲自一番地至三〇番地」ヲ加フ

九等地ノ部多來加ノ項中「至四〇番地」ヲ「至八〇番地」ニ改ム

◎樺太廳告示第四十九號

大正十年月樺太廳告示第百七十八號漁村部落宅地等級中十六等地ノ部馬群澤ノ項三番地ノ上ニ「二番地ノ一」ヲ加フ

昭和二年四月六日　樺太廳長官　豊田　勝藏

正誤

本月二十五日遞信省告示第千四百七十七號中「御代島」ハ「宇柳代島」ノ誤

昨二十八日公布勅令第百九十七號十六行別表云云以下四行ハ就モ一字宛上ルヘキノ誤植

遞信書記官

敍任及辭令

◎昭和二年六月二十七日

敍從五位　從五位勳五等　今村眞護喜

敍從六位　正七位　須田　寛作

敍從七位　勳七等　相賀六太郎

◎昭和二年六月二十八日

内閣印刷局技師從四位勳三等　矢野　道也

敍授正五位勳四等　鹿兒島高等商業學校　岡嶋　銀次

敍授正五位勳四等　長崎高等商業學校

敍授正五位勳四等　淺野金兵衛

敍授正五位勳四等　小樽高等商業學校

敍授正五位勳四等　中村和之雄

敍授正五位勳四等　松江高等學校教授　高畠　喜市

敍授正五位勳四等　廣島高等學校教授　大谷　正信

敍授正五位勳四等　大阪高等工業學校

敍授正五位勳四等　今川　一

敍授正五位勳四等　東京高等商船學校

敍授正五位勳三等　淺川　孝爾

陸軍高等官二等　商工事務官從七位　山田　秀三

兼任資源局書記官

敍高等官七等

任商工事務官

敍高等官七等　商工事務官正六位　勝部　兵助

任特許局事務官兼商工事務官

敍高等官四等　鐵道局技師正六位　田中　孝平

兼任鐵道技師

敍高等官四等　鐵道局技手　武山喜三郎

任鐵道局技師

敍高等官七等　碩事金融事務官正六位勳五等　岡田　兼一

兼任朝鮮總督府事務官

敍高等官四等　朝鮮總督府遞信技手　黒田　嘉一

兼任朝鮮總督府技師

敍高等官七等　朝鮮總督府遞信技師　江島　清

兼任朝鮮總督府遞信技師

敍高等官七等　朝鮮總督府鐵道局技手　岩永　彌榮

任朝鮮總督府鐵道局技師

敍高等官七等　朝鮮總督府道屬　水島計次郎

任朝鮮總督府理事官

敍高等官七等　公立中學校長正六位　近藤　壽治

任臺灣總督府臺北高等學校教授

敍高等官四等　三井　博武

防疫醫ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

京都府立福知山中學校教諭　足立　益三

新潟縣立系魚川中學校教諭兼新潟縣立系魚川中學校舍監　室橋晉次郎

◎答通

宮城縣仙臺第二中學校教諭　高橋　重人

公立中學校教諭兼公立中學校舍監　井上益太郎

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

德島縣立池田中學校教諭兼德島縣立池田中學校舍監　井上益太郎

公立中學校教諭兼公立中學校舍監ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

公立中學校教諭　石川榮三郎

公立中學校舍監ニ兼任ス

茨城縣立江戸崎農學校教諭　海老原　勝

公立實業學校教諭ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

京都府立須知農學校教諭兼京都府立須知農學校舍監　加藤　岩治

公立實業學校教諭ニ任ス

高等官八等ヲ以テ待遇セラル

朝鮮產業主事ニ任ス　勳七等　柴田　藤太

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

臺中州警察醫　江口　崟

臺灣衛生技師ニ任ス　安倍　貞次

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

青島日本中學校教諭正七位　熊埜御堂榮藏

青島日本中學校教諭ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

◎答通

北海道帝國大學教授　森本　厚吉

同　明峰　正夫

横濱高等商業學校長　田尻　常雄

陸軍高等官二等

農林技師兼農事試驗場技師　石崎　芳吉

依願免兼官

鐵道技師　中田　正一

同　今村眞護喜

休職京都府知事　濱田恒之助

休職長野縣知事　高橋　守雄

内閣印刷局技師　鴨下友次郎

陸軍高等官三等　坂井規矩一郎

同

陸軍高等官四等　森本　茂雄

同　山上　謙一

◎答通

陸軍高等官五等　矢野　道也

同　鴨下友次郎

四級俸下賜　山上　謙一

同　山田　秀三

八級俸下賜

資源局調査課勤務ヲ命ス

資源局書記官

内務省地方局長　潮　惠之輔

内閣統計局長　下條　康麿

内閣拓殖局長　成毛　基雄

陸軍中將　阿部　信行

陸軍少將　松本　直亮

海軍少將　左近司政三

文部省實業學校局長　武部　欽一

農林省農務局長　松村眞一郎

商工省工務局長　宮内國太郎

遞信省管船局長　宮崎　清則

鐵道省監督局長　福富　正男

資源局參與被仰付

内閣書記官　横溝　光暉

内閣拓殖局書記官　郡山　智

内閣統計局書記官　高田　太一

法制局書記官　村瀬　直養

内務書記官　大島辰次郎

社會局書記官　安武　直夫

大藏書記官　川越　丈雄

陸軍歩兵少佐　吉本　貞一

陸軍砲兵少佐　太田　勝海

陸軍三等主計正　前川　敬悅

海軍中佐　藤森清一朗

同　高崎　武雄

海軍機關中佐　櫻井　忠武

農林書記官　村上龍太郎

商工書記官　吉野　信次

遞信書記官　富安　謙次

鐵道書記官　中山　隆吉

資源局事務官被仰付

專賣局副參事　中尾　岩市

臺灣總督府技師　板谷　孫市

陸軍高等官三等　防疫醫　須田　寛作

願ニ依リ本職ヲ免ス（以上[illegible]内閣）

大使館二等書記官（土耳古國）　内山岩太郎

佛國在勤ヲ命ス（[illegible]外務省）

一級俸下賜　内務大臣秘書官　篠原　和市

北海道廳技師　柴本　五六

十一級俸下賜（以上[illegible]内務省）

海軍技師　相賀六太郎

賜八級俸

補吳海軍建築部附（[illegible]海軍省）

山梨高等工業學校教授　根本　簡二

山梨高等工業學校長事務取扱ヲ命ス（[illegible]文部省）

文部省書學官　金子　健二

大使館二等書記官（[illegible]同）

大阪外國語學校長　中目　覺

亞弗利加、印度、西峽殖民地、蘭領東印度ヘ出張ヲ命ス（[illegible]同）

九州帝國大學教授　國田　陽一

滿洲ヘ出張ヲ命ス

東京帝國大學教授　山崎　直方

同　高柳　賢三

同　那須　皓

同　高木　八尺

布哇ヘ出張ヲ命ス（以上[illegible]同）

公立中學校教諭　足立　益三

京都府立福知山中學校教諭ニ補ス

同　室橋晉次郎

新潟縣立系魚川中學校教諭ニ補ス

同　有馬　護隆

公立學校職員分限令第八條第一項第五號ニ依リ休職ヲ命ス

同　高橋　重人

宮城縣仙臺第二中學校教諭ニ補ス

公立中學校教諭兼公立中學校舍監　井上益太郎

德島縣立池田中學校教諭兼德島縣立池田中學校舍監ニ補ス

同

新潟縣立村上中學校舍監ニ兼補ス

公立實業學校教諭　石川榮三郎

京都府立須知農學校教諭ニ補ス

公立實業學校教諭　加藤　岩治

同　海老原　勝

茨城縣立江戸崎農學校教諭ニ補ス

同　佐藤　德貞

茨城縣立海商業學校教諭ニ補ス（以上[illegible]同）

地方森林會規則第三條第二項第四號ニ依リ

秋田地方森林會議員ヲ命ス

庶務技師　阿部　一郎

地方森林會規則第三條第二項第一號ニ依リ

鹿兒島地方森林會議員ヲ命ス（以上[illegible]農林省）

鹿兒島縣書記官　下村　充郎

地方森林會規則第三條第二項第一號ニ依リ

年功加俸年額金百八圓下賜（[illegible]同）

公立實業學校教諭　石井長次郎

年功加俸年額金百二拾圓下賜（[illegible]同）

實業補習學校教員養成所教諭　門間　一賢

公立學校職員年功加俸ニ依リ昭和二年四月一日ヨリ年功加俸年額百三十二圓下賜（[illegible]同）

十一級俸下賜　地方農林主事　黒田　元治

公立高等女學校長　矢口　親六

八級俸下賜（[illegible]同）

實業補習學校教員養成所教諭　竹田　甚七

年功加俸年額金百八拾圓下賜（[illegible]長崎縣）

公立中學校教諭　井口　秀夫

年功加俸年額金百八圓下賜（[illegible]同）

公立實業學校教諭　石井長次郎

年功加俸年額金百二拾圓下賜（[illegible]同）

地方森林會規則第三條第二項第一號ニ依リ

鹿兒島地方森林會議員ヲ命ス（以上[illegible]農林省）

庶務技師　牛島　航

地方森林會規則第三條第二項第一號ニ依リ

大阪地方森林會議員ヲ命ス（[illegible]同）

地方商工技師　早崎　亀壽

南滿洲ヘ出張ヲ命ス（[illegible]同）

遞信局技師　山下　善雄

七級俸下賜

東京遞信局在勤ヲ命ス（[illegible]遞信省）

鐵道技師　中田　正一

賜三級俸

工作局勤務ヲ命ス

同

賜四級俸（以上[illegible]鐵道省）

同　今村眞護喜

同　清水　三藏

盛岡建設事務所長ヲ命ス

同　佐武　正一

山口建設事務所長ヲ命ス（以上[illegible]同）

副檢査官　松田　醇二

秋田營林局及農林省酒田米穀事務所外十箇所會計實地檢査トシテ出張ヲ命ス（[illegible]會計檢査院）

警察部高等警察課長警視　尾澤清太郎

警察部警務課長ヲ命ス（[illegible]樺太廳）

師範學校教諭　江刺　庄藏

六級俸下賜

公立中學校教諭　杉澤潤次郎

公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和二年六月十三日ヨリ年功加俸年額金百三十二圓下賜（以上[illegible]北海道廳）

同

六級俸當分子下賜（[illegible]同）

大根田資雄

九百圓

同

公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和二年六月一日ヨリ年功加俸年額百三十二圓下賜（[illegible]同）

特許局技師　西尾　四郎

特許局審査官ヲ命ス（[illegible]商工省）

地方商工技師　早崎　亀壽

七級俸下賜

遞信局技師　山下　善雄

東京遞信局在勤ヲ命ス（[illegible]遞信省）

鐵道技師　中田　正一

工作局勤務ヲ命ス

同

賜四級俸（以上[illegible]鐵道省）

同　今村眞護喜

同　清水　三藏

盛岡建設事務所長ヲ命ス

同　佐武　正一

山口建設事務所長ヲ命ス（以上[illegible]同）

副檢査官　松田　醇二

秋田營林局及農林省酒田米穀事務所外十箇所會計實地檢査トシテ出張ヲ命ス（[illegible]會計檢査院）

警察部高等警察課長警視　尾澤清太郎

警察部警務課長ヲ命ス（[illegible]樺太廳）

師範學校教諭　江刺　庄藏

六級俸下賜

公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和二年六月十三日ヨリ年功加俸年額金百三十二圓下賜（以上[illegible]北海道廳）

同

公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和二年四月一日ヨリ年功加俸年額百三十二圓下賜（[illegible]同）

公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和二年四月十五日ヨリ年功加俸年額百六十八圓下賜

公立實業學校教諭　相澤　庸治

公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和二年五月二十七日ヨリ年功加俸年額百三十二圓下賜

公立中學校教諭　中村　勇

公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和二年四月一日ヨリ年功加俸年額百三十二圓下賜（以上[illegible]宮城縣）

公立實業學校長兼公立實業學校教諭　小林　益雄

公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和二年四月二十九日ヨリ年功加俸年額百八圓下賜（[illegible]同）

公立高等女學校長　山本　亀彦

五級俸下賜

同　有田　好纒

九級俸下賜（以上[illegible]廣島縣）

公立中學校教諭　工藤重五郎

六級俸下賜

公立學校職員年功加俸令第一條ニ依リ年功加俸金百五拾六圓下賜（[illegible]和歌山縣）

正誤

昨二十八日本欄七三〇頁四段石川銀藏ノ辭令文「補石川縣工場監督官」ハ「補三重縣工場監督官」ノ誤

内務書記官

彙報

○官廳事項

◎在本邦米國大使館外交官補著任　曩ニ在本邦米國大使館外交官補ニ任命セラレタル海軍中尉エドワード、エス、ビーアス、ハ本月十九日著任シタル旨同國大使館ヨリ同二十一日附ヲ以テ通知アリタリ

◎在東京米國總領事館勤務副領事任命　今般ハリー（マーレル、ベニンホフ（Harry Merrell Benninghoff）在東京米國總領事館勤務副領事ニ任命セラレタル旨同國大使ヨリ本月二十二日附ヲ以テ通知アリタリ

◎官吏氏名改姓名　後備役陸軍砲兵少尉佐保修ハ大正十五年四月二十三日堀ト同守屋吉之助ハ同八月二十七日松田ト後備役同工兵中尉黑田國太郎ハ本年二月十九日松澤ト同歩兵少尉島崎長ハ

特第一四九號　昭和二年六月二十九日（水曜日）　（第三種郵便物認可）

同二十八日長谷川上等兵(後備役同輜重兵少尉坂元辛蔵)ハ同三月十日中馬上等兵(後備役同歩兵少尉山谷一悉)ハ同二十五日鈴木上等兵(後備役同歩兵少尉小川長治)ハ同四月四日松崎上等兵(後備役同歩兵少尉小川長治)ハ同四月四日右田上等兵(後備役同歩兵少尉小川長治)ハ同十七日右田上等兵(後備役同歩兵少尉小川長治)ハ同十九日村上上等兵(後備役同歩兵少尉小川長治)ハ同二十二日林上等兵(後備役同歩兵少尉小川長治)ハ同二十五日前田上等兵(後備役同歩兵少尉小川長治)ハ同井上軍曹ハ去月二日久野上等兵ハ同十四日吉田上等兵ハ同十二日崎山上等兵(同鈴木浮七郎)ハ同十五日前田上等兵ハ同二十日

在外公館報告

◉時局ト上海商況　本件ニ關シ本月二十四日著上海駐在兩務書記官樋口平太郎電報左ノ如シ（外務省）

（一）金塊市場ハ三六六市内外ノモノ排日ノタメ從來ノ買建ヲ夾弗建ニ變更説アリ然ルニ弗建トセハ現在對米爲替ヨリ不利算シ標金三八五兩ト爲ル次第ニテ當接筋微ニ買理ニ出テ本日三七一兩ニ昂騰シ對日爲替之ニ隨伴七六兩五ヨリ七七兩ニ上件ヒシ而シテ居ルモ若シ建値變更ヲ實行セハ日米爲替ヲ無視スルコト故圓債ニ對スル投機策動ヲ除去スル所以ナレハ寧ロ我圓ニトリ好都合トナラン

（二）行情ミタル紗布交易所ノ日本紡績製品受渡禁止問題ハ外部ノ壓迫ニ依リ二十三日ヨリ日紡製品新規上場ヲ止メ七月一日ヨリ愈々日紡製品ノ格付除外實行ヲ發表シタ現在マテ各月渡書上一八萬俵之ニ仲買人付出シ一〇萬俵ヲ除キ既ニ取組品ノ解合或ハ受渡ハ認ムルモノニ付買手側投出スモノアリ昨二十三日午後市場大混亂ニ陥リ一時立合ヲ停止セシカ二十四日午前寄付一三八兩六匁引一三七兩八匁ト稍ヶ寄付キ居ルモ尚ホ相當波瀾アラン現場ハ日紡製品取引旺盛在荷一掃サレタ直後ハ支那糸ヨリ三四兩方モ高値ト爲リ先物商内皆無工場職工從業狀況平穏

（三）大阪河口關係ノ雜貨組合ハ外部ノ壓迫ニ依リ去ル二十二日ヨリ新規商内ヲ停止シ手持品ノ當期六月二十八日マテ入荷品ヲ限リ其後積止メヲ決議シ綿布、海産物、鉄業、砂糖等諸關業團體亦夫々吟々同様決議セリ

（四）郵船（日清等本邦汽船ハ勿論遠洋、沿抗汽船等ヲ通シ本邦品ノ運搬荷捌ク依然頗ル旺盛ヲ極メ居リ一方排貨運動奈良ハ在庫過ニ約定品ノ處分及檢査方法等ニ付當業關係團體代表ヲ招致シ協議ヲ重ネツアリ又石炭ノ如キ必需品ノ除外運動行ハレ其成行注視セラル

（五）今回ノ排貨運動ハ表面微温的ニシテ未タ一般勞働者或ハ職工其他團體トシテノ活動ヲ見ザル不組織的ニ進行シツアル實情ニ鑑ミ極メテ根強ク特ニ若シ店員其他公會ノ活動ヲ見ル ニ至ラハ廣東ノ對香港「ボイコット」ト一ツマテハ行カストシテモ相當深刻化スル懸アリ

（六）邦商中ニハ頃來ノ内地市況變動、支那動亂ルモノアル折柄眼前排貨ノ陰惨ナル事態ニ直面シ此際何等緩和策ヲ講スルノ要アリト爲シ其運動漸次擡頭シツ、アリ

◉傳染病報告　本件ニ關シ在奉天日本帝國總領事館ヨリ左ノ如ク報告アリタリ

本月二日本邦人ノ報告アリタリ

地名	期間	病名	患者	死者
新民府	自五月一日至同三十一日	痘瘡	三	—
奉天	同	同	一八	一

管内本年初發以來累計

本件ニ關シ在張家口日本帝國總領事館ヨリ左ノ如ク報告アリタリ

本月二十四日本邦人ノ報告アリタリ

地名	期間	病名	患者	死者
張家口	自五月一日至同三十一日	猩紅熱	一	—
張家口	同	同	一	—

本年初發以來累計

本件ニ關シ在西貢日本帝國領事館ヨリ左ノ如ク報告アリタリ

本月二十四日本邦人ノ報告アリタリ（以上内務省）

地名	期間	病名	患者	死者
バクリウ	自五月一日至同三十日	「コレラ」	大	四
ベントン	同	同	大	四
カント	同	痘瘡	四三	三二
		「コレラ」	一〇	五
ビエノアン	同	同	三四	二九
シロドック	同	同	三六	三五
ショロン部	同	痘瘡	二八	二八
ジャーディン	同	「コレラ」	一	一
ロンシャン	同	同	三七	三六
ミ	同	同	一六	一三
ラクヂキ	同	同	一四	二
サデック	同	同	一	一
ソクトラン	同	同	六〇	五五
タナハ	同	同	六四	三七
チルドモ	同	同	一	一
ヴインロン	同	同	七	四
西貢領事館管内本年初發以來累計		痘瘡	六五	五三
		「コレラ」	六五	三五

（サイゴン及ショロン市ヲ除ク）

觀象

◉全國氣象概況（略ス）

六月二十四日

地名	氣壓（米突）	風向	風速（米突）	天氣	氣溫（攝氏）	降水量（粍）
	午前六時	午前六時	午前六時	午前六時		午前六時ヨリ
網走	30.1	北	3.2	◎	17.6	—
根室	29.4	北	3.2	◎	17.6	—
釧路	29.4	北	3.2	◎	17.4	—
帯廣	29.0	北	3.2	◎	18.4	—
札幌	27.8	北	3.2	◎	20.9	—
小樽	27.5	北	3.2	◎	18.2	—
室蘭	27.4	北	2.3	◎	20.0	—
函館	29.6	北	2.3	◎	20.3	—
青森	28.1	北	3.2	◎	18.1	—
秋田	28.2	北	3.2	◎	18.1	—
酒田	30.2	北	3.2	◎	25.1	—
新潟	30.2	北	3.2	◎	19.0	—
高田	28.3	北	3.2	◎	21.3	—
伏木	27.8	北	3.2	◎	17.8	—
金沢	27.4	北	3.2	◎	18.3	—
福井	25.9	北	3.2	◎	17.8	—
宇都宮	27.5	北	3.2	◎	20.9	—
前橋	27.4	北	3.2	◎	18.3	—
水戸	25.3	北	3.2	◎	18.9	—
東京	25.4	北	3.2	◎	18.0	—
横浜	25.9	北	3.2	◎	19.7	—
甲府	31.1	北	3.2	◎	16.0	—
長野	30.9	北	3.2	◎	14.9	—
高田	26.9	北	3.2	◎	13.9	—
高山	25.2	北	3.2	◎	16.1	—
名古屋	25.2	北	3.2	◎	16.1	—
津	24.1	北	3.2	◎	15.2	—
彦根	23.3	北	3.2	◎	14.8	—
京都	29.1	北	3.2	◎	16.0	—
大阪	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
神戸	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
奈良	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
和歌山	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
大阪	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
大分	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
長崎	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
熊本	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
鹿児島	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
宮崎	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
福岡	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
佐賀	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
大分	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
佐賀	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
福岡	29.6	北	3.2	◎	16.0	—
宮崎

一入札資格者　大正十一年四月大蔵省令第三十三號ノ資格證明書ヲ入札前日マテニ提出シタル者

青森縣上北郡七戸町
昭和二年六月二十九日　奥羽種馬牧場

㊀ 商業登記

㊀ 内國通運株式會社（變更）
一越後國高田市栄屋敷四百九十四番地ノ支店ヲ左ノ如ク更正ス
支店　越後國高田市栄屋敷四百九十四番地

㊀ 内國通運株式會社（支店廢止）
一昭和二年六月二十八日左ノ支店ヲ各廢止ス
駿河國静岡市紺屋町百九番地
知多國金澤市本ノ新保七番地
豊前國小倉市中島鳥居町一番地
越後國高田市高志町栄屋敷四百九十四番地
岩代國安積郡郡山町字城田百七十三番地
陸奥國青森市大字安方町百五十六番戸
石狩國旭川區宮下通七丁目左五十號
支店市熱海市伊豆山字地
東京市神田區和泉町一番地
東京市神田區小川町一丁目十九番地
同市神田區三崎町三丁目一番地
同市本所區横綱町一丁目十九番地
同市芝區高輪南町六十五番地
神戸市兵庫入江通六丁目十六番地ノ一
同市兵庫盛厚通三丁目二十六番戸ノ一
右昭和二年六月十一日登記

㊀ 東洋拓殖株式會社（變更）
一壁市左ノ者ハ昭和二年五月二十三日各重任ス
池邊　龍一　東京市赤坂區龍吉町一番地ノ乙
岡田　信　東京府北豊島郡西巣鴨町大字池袋字四百四十二番地ノ二
藤原鬼三郎　神奈川縣三浦郡逗子町櫻山二千二百五十番地
澤田　豊文　東京市麻布區内山下町一丁目一番地
一監事白賀是ハ昭和二年五月二十一日退任シ同日左ノ者ハ同日重任ス
島德藏　大阪市東區富麗橋五丁目三番地
一同日左ノ者監事ニ就任ス
朴　泰喆　朝鮮京畿道京城府中學洞四十四番地
加納友之介　東京市麻布區六本木町六十七番地
右昭和二年六月十三日登記
在間島日本帝國總領事館

㊀ 株式會社滿洲銀行（更正）
一支店ノ所在地ヲ左記ノ通ニ移轉ス
奉天省錦山牧島町一丁目九番地
右昭和二年五月二十七日登記

㊀ 南滿洲電氣株式會社（變更）
一昭和二年五月二十八日營業目的ヲ左ノ通リ變更ス
一電燈電力ノ供給及之等ニ附帶スル事業ノ經營ニ電氣鐵道業ノ自動車ノ經營及之等ニ附帶スル事業ノ經營三電氣機械器具ノ販賣又ハ賃貸四當會社上同種事業ニ對スル投資五所有土地建物ノ賃貸
右昭和二年六月六日登記

㊀ 滿洲紡績株式會社（變更）
一昭和二年五月二十七日左記四名ノモノ監査役ニ就任ス
岡崎忠雄　小倉清山田三千山内勝雄
一昭和二年五月二十七日玉木德次郎ハ同會社ヲ代表スヘキ取締役ニ就任ス　同日伊藤文吉選挙宗六ノ兩名ハ會社ヲ代表スヘキ取締役ヲ辭任ス
右昭和二年六月八日登記
在京城日本帝國領事館

㊀ 株式會社關原檢番（變更）
一清算人宮崎謙太郎ハ昭和二年二月三日　同野市太郎ハ同年四月十六日何レモ死亡ス

㊀ 株式會社東山興發公司（變更）
一監査役越後榮松ハ任期滿了ノ處前同日重任シ同小島熊太郎ハ任期滿了ノ處前同日森賀榮吉　海龍羅朝陽鎮
右昭和二年六月十七日登記

㊀ 株式會社東山興發公司（解散）
一昭和二年五月三十日株主總會ノ決議ニ依リ解散ス
右昭和二年六月十七日登記
一清算人ノ住所氏名　首藤音　柳河縣柳河
右昭和二年六月十八日登記
在撫順日本帝國領事館

㊀ 三井物産株式會社（變更）
昭和二年五月三十一日非律賓群島馬尼剌「エスコルク」第九十番ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
非律賓群島馬尼剌ファンヘルナ街二十二番
右昭和二年六月十日登記
在厦門日本帝國領事館

㊀ 三井物産株式會社（變更）
一昭和二年五月三十一日非律賓島馬尼剌「エスコルク」第九十番ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
非律賓群島馬尼剌ファンヘルナ街二十二番
右昭和二年六月十日登記
在廣東日本帝國總領事館

㊀ 株式會社滿洲興業銀行（變更）
一支店ノ所在地ヲ左記ノ通ニ移轉ス
奉天省錦山牧島町一丁目九番地
右昭和二年五月二十七日登記

㊀ 滿洲電氣株式會社（變更）
一昭和二年五月二十八日營業目的ヲ左ノ通リ變更ス
一電燈電力ノ供給及之等ニ附帶スル事業ノ經營ニ電氣鐵道業ノ自動車ノ經營及之等ニ附帶スル事業ノ經營三電氣機械器具ノ販賣又ハ賃貸四當會社上同種事業ニ對スル投資五所有土地建物ノ賃貸
右昭和二年六月六日登記

㊀ 滿洲紡績株式會社（變更）
一昭和二年五月二十七日左記四名ノモノ監査役ニ就任ス
岡崎忠雄　小倉清山田三千山内勝雄
一昭和二年五月二十七日玉木德次郎ハ同會社ヲ代表スヘキ取締役ニ就任ス　同日伊藤文吉選挙宗六ノ兩名ハ會社ヲ代表スヘキ取締役ヲ辭任ス
右昭和二年六月八日登記
在京城日本帝國領事館

㊀ 株式會社滿洲興業銀行（變更）
一清算人宮崎謙太郎ハ昭和二年二月三日　同野市太郎ハ同年四月十六日何レモ死亡ス

㊀ 株式會社東山興發公司（變更）
一監査役越後榮松ハ任期滿了ノ處前同日重任シ同小島熊太郎ハ任期滿了ノ處前同日森賀榮吉　海龍羅朝陽鎮
右昭和二年六月十七日登記

㊀ 株式會社東山興發公司（解散）
一昭和二年五月三十日株主總會ノ決議ニ依リ解散ス
右昭和二年六月十七日登記
一清算人ノ住所氏名　首藤音　柳河縣柳河
右昭和二年六月十八日登記
在撫順日本帝國領事館

㊀ 三井物産株式會社（變更）
昭和二年五月三十一日非律賓群島馬尼剌「エスコルク」第九十番ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
非律賓群島馬尼剌ファンヘルナ街二十二番
右昭和二年六月十日登記
在厦門日本帝國領事館

㊀ 三井物産株式會社（變更）
一昭和二年五月三十一日非律賓島馬尼剌「エスコルク」第九十番ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
非律賓群島馬尼剌ファンヘルナ街二十二番
右昭和二年六月十日登記
在廣東日本帝國總領事館

㊀ 會資會社設立
一商號　合資會社中根電機商會
一本店　東春日井郡瀬戸町大字瀬戸二千八百四十二番地
一目的　電氣用器具販賣
一設立年月日　昭和二年五月一日
一代表社員ノ氏名　中根英吉
一社員ノ氏名住所出資及責任
金五百圓　無限　中根英吉
金二百圓　有限　中島伊三郎　同郡同村大字下水野千二百十四番地ノ二
金三百圓　同　鈴木保之　名古屋市中區南桑名町一丁目二番地
一存立時期　滿十五箇年
右昭和二年五月十日登記
名古屋區裁判所瀬戸出張所

㊀ 尾西鐵道株式會社變更
一眞倉長宮田慎一郎ハ昭和二年四月二十六日重任ス

㊀ 合資會社小島商店變更
一無限責任社員小島秀郎ハ昭和二年五月七日其住所ヲ左ノ地ニ移轉ス
海部郡津島町大字津島字小沼ロルノ割五百三十三番地ノ二
昭和二年五月九日登記
名古屋區裁判所津島出張所

㊀ 喜樂座株式會社變更
一監査役ニ昭和二年四月二十五日左ノ者重任ス
竹内　彌吉　知多郡岡田町字久平六番地
竹内　藤太郎　同郡同町三十三番戸
竹内　正一　同郡同町字釜谷八十番地
右昭和二年五月九日登記
牛田區裁判所大野出張所

㊀ 株式會社大黒座變更
一各株拂込額ヲ金四十圓ト變更ス
昭和二年五月九日登記
岡崎區裁判所知立出張所

㊀ 吉田鑑販賣株式會社變更
一取締役堀田小太郎昭和二年五月四日死亡ス

㊀ 吉田鑑運輸株式會社變更
一取締役堀田小太郎昭和二年五月四日死亡ス

㊀ 吉田倉庫株式會社變更
一取締役堀田小太郎昭和二年五月四日死亡ス

㊀ 吉田倉庫株式會社變更
一取締役堀田小太郎昭和二年五月四日死亡ス

㊀ 吉田倉庫株式會社變更
一取締役堀田小太郎昭和二年五月四日死亡ス

㊀ 第二吉田倉庫株式會社變更
一取締役堀田小太郎昭和二年五月四日死亡ス

㊀ 吉田倉庫株式會社變更
一取締役堀田小太郎昭和二年五月四日死亡ス
以上昭和二年五月十日登記
岡崎區裁判所横須賀出張所

㊀ 舉母市場株式會社變更
一監査役任期滿了
一監査役ニ昭和二年四月二十九日左ノ者就任ス
清水雲平　西加茂郡石野村大字石下瀬百三十番地
田中一郎　同郡舉母町大字舉母字櫻町六十九番地
七十合俗番地
昭和二年五月九日登記
岡崎區裁判所舉母出張所

㊀ 桑場遠藤株式會社移轉
一本店ヲ昭和二年四月十五日左ノ地ニ移轉ス
渥美郡豊橋江町大字吉田字郷中百九十五番地
昭和二年四月十日登記

㊀ マルケイ合資會社變更
一無限責任社員大谷榮一ハ昭和二年四月二十日其責任ヲ有限ト變更ス
一社員大谷榮一ハ同日其持分ノ内金二千圓ヲ社ヲ變更ス
金五百圓　大谷榮一
金九千圓　野野正男
昭和二年四月二十八日登記

㊀ 豊川鐵道株式會社變更
一監査役大橋正太郎池田圭三郎ハ昭和二年四月二十二日重任ス
昭和二年五月四日登記

㊀ 豊國ゴム株式會社變更
一取締役石井淺治郎神道金一郎酒井貢二郎ハ昭和二年四月二十八日重任ス
一監査役ニ同日左ノ者就任ス
昭和二年五月五日登記
豊橋市西八町八十八番地

㊀ 三洲紡績株式會社變更
一取締役高橋小十郎坂東滝七斉田常之助岡谷守男ハ昭和二年四月二十八日重任ス
一代表取締役高橋小十郎ハ同日重任ス
昭和二年五月六日登記
豊橋區裁判所

㊀ 鎮江運輸株式會社變更
一監査役全員任期滿了ニ付昭和二年四月三十日左ノ者重任ス
伊藤重次郎
淺野菊一
右昭和二年五月十日登記
豊橋區裁判所福江出張所

㊀ 住宅組合登記

㊀ 住宅組合設立
一名稱　有限責任共榮店舗向住宅組合
一組織　有限責任
一事務所　横濱市足曳町二丁目一四番地
一目的　本造店舗向住宅ノ建築ヲ爲シ之ヲ組合員ノ使用ニ供シ及其所有權ヲ讓渡スルヲ以テ
一目的ノ
設立許可ノ年月日　昭和二年三月三十一日
一出資一口ノ金額　金百圓
一出資拂込ノ方法　出資第一回ノ拂込ハ一口ニ付金五圓トス　第二回以後ノ拂込ハ左ノ區別ニ依リ毎月五圓トス　第三回以後ノ拂込ハ左ノ區別ニ依リ毎月十五日限リ之ヲ爲ス
一出資拂込ノ方法　出資第一回ノ拂込ハ一口ニ付金五圓トス　第二回以後ノ拂込ハ左ノ區別ニ依リ毎月五日限リ之ヲ爲ス
一店舗向住宅ノ供給ヲ受クル前ニアリテハ毎月第一回拂込金額ノ十分ノ二ニ相當スル金額
二住宅ノ供給ヲ受ケタル後ニアリテハ出資金額及之ニ對スル利子相當額ノ合算額ヨリ前號拂込金額ヲ控除シタル殘額ヲ組合存立期間滿了迄ノ月數ニ依リ均等ニ分割シタル金額
前項第二號ニ規定スル利子相當額ノ算定方法ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
一理事ノ氏名住所
平野　長治　横濱市神奈川町字宮家町一二六九番地
竹内保太郎　同市同町字柳町九七〇番地
森脇　甫　同市青木町字反町五六六番地
一監事ノ氏名住所
橋本　英雄　横濱市青木町字反町六三二番地
中田浅次郎　同所六三二番地
一存立時期　昭和八年八月十五日迄
一區域　横濱市

㊀ 住宅組合設立
一名稱　有限責任港東木造店舗向住宅組合
一組織　有限責任
一事務所　横濱市神奈川町字富家町一二六九番地
一目的　本造店舗向住宅ノ建設ヲ爲シ之ヲ組合員ノ使用ニ供シ及其所有權ヲ讓渡スルヲ以テ
一目的ノ
設立許可ノ年月日　昭和二年三月三十一日
一出資一口ノ金額　金百圓
一出資拂込ノ方法　出資第一回拂込ハ一口ニ付金五圓トス　第二回以後ノ拂込ハ左ノ區別ニ依リ毎月五日限リ之ヲ爲ス
一店舗向住宅ノ供給ヲ受クル前ニアリテハ毎月第一回拂込金額ノ十分ノ二ニ相當スル金額
二住宅ノ供給ヲ受ケタル後ニアリテハ出資金額及之ニ對スル利子相當額ノ合算額ヨリ前號拂込金額ヲ控除シタル殘額ヲ組合存立期間滿了迄ノ月數ニ依リ均等ニ分割シタル金額
前項第二號ニ規定スル利子相當額ノ算定方法ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
一理事ノ氏名住所
平野　長治　横濱市神奈川町字宮家町一二六九番地
竹内保太郎　同市同町字柳町九七〇番地
森脇　甫　同市青木町字反町五六六番地
一監事ノ氏名住所
橋本　英雄　横濱市青木町字反町六三二番地
中田浅次郎　同所六三二番地
一存立時期　昭和八年八月十五日迄
一區域　横濱市

㊀ 住宅組合設立
一名稱　有限責任共榮店舗向住宅組合
一組織　有限責任
一事務所　横濱市南太田町字富士見丘一番地
一目的　本造店舗向住宅ノ建築ヲ爲シ之ヲ組合員ノ使用ニ供シ及其所有權ヲ讓渡スルヲ以テ
一目的ノ
設立許可ノ年月日　昭和二年三月三十一日
一出資一口ノ金額　金百圓
一出資拂込ノ方法　出資第一回ノ拂込ハ一口ニ付金五圓トス　第二回以後ノ拂込ハ左ノ區別ニ依リ毎月五日限リ之ヲ爲ス
一店舗向住宅ノ供給ヲ受クル前ニアリテハ毎月第一回拂込金額ノ十分ノ二ニ相當スル金額
二住宅ノ供給ヲ受ケタル後ニアリテハ出資金額及之ニ對スル利子相當額ノ合算額ヨリ前號拂込金額ヲ控除シタル殘額ヲ組合存立期間滿了迄ノ月數ニ依リ均等ニ分割シタル金額
前項第二號ニ規定スル利子相當額ノ算定方法ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
一理事ノ氏名住所
石原友次郎　同市淀富町三丁目七三番地
森原登　番地
一監事ノ氏名住所
横濱市南太田町字富士見丘一番地
林富吉　同市蓬莱町二丁目一一番地
一存立時期　昭和二年八月十五日迄
一區域　横濱市

㊀ 住宅組合設立
一名稱　有限責任共榮木造店舗向住宅組合
一組織　有限責任
一事務所　横濱市西戸部町字西ノ前一〇三四番地
一目的　本造店舗向住宅ノ建設ヲ爲シ之ヲ組合員ノ使用ニ供シ及其所有權ヲ讓渡スルヲ以テ
一目的ノ
設立許可ノ年月日　昭和二年三月三十一日
一出資一口ノ金額　金百圓
一出資拂込ノ方法　出資第一回ノ拂込ハ一口ニ付金五圓トス　第二回以後ノ拂込ハ左ノ區別ニ依リ毎月五日限リ之ヲ爲ス
一店舗向住宅ノ供給ヲ受クル前ニアリテハ毎月第一回拂込金額ノ十分ノ二ニ相當スル金額
二住宅ノ供給ヲ受ケタル後ニアリテハ出資金額及之ニ對スル利子相當額ノ合算額ヨリ前號拂込金額ヲ控除シタル殘額ヲ組合存立期間滿了迄ノ月數ニ依リ均等ニ分割シタル金額
前項第二號ニ規定スル利子相當額ノ算定方法ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
一理事ノ氏名住所
長根　直三　横濱市西戸部町字西ノ宮一〇三四番地
山田　来吉　同所字西原一五九五番地
飛島田稲太郎　同所字横枕一三四六番地
一監事ノ氏名住所
門馬三治郎　横濱市西戸部町字西原一五九五番地
一存立時期　同所字池ノ坂九九九番地
一區域　横濱市

㊀ 住宅組合設立
一名稱　有限責任港東木造店舗向住宅組合
一組織　有限責任
一事務所　横濱市南太田町字前里耕地二二〇八番地
一目的　本造店舗向住宅ノ建設ヲ爲シ之ヲ組合員ノ使用ニ供シ及其所有權ヲ讓渡スルヲ以テ
一目的ノ
設立許可ノ年月日　昭和二年三月三十一日
一出資一口ノ金額　金百圓
一出資拂込ノ方法　出資第一回拂込ハ一口ニ付金五圓トス　第二回以後ノ拂込ハ左ノ區別ニ依リ毎月十日限リ之ヲ爲ス
一店舗向住宅ノ供給ヲ受クル前ニアリテハ毎月第一回拂込金額ノ十分ノ二ニ相當スル金額
二住宅ノ供給ヲ受ケタル後ニアリテハ出資金額及之ニ對スル利子相當額ノ合算額ヨリ前號拂込金額ヲ控除シタル殘額ヲ組合存立期間滿了迄ノ月數ニ依リ均等ニ分割シタル金額
前項第二號ニ規定スル利子相當額ノ算定方法ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
一理事ノ氏名住所
竹内保太郎　同市同町字柳町九七〇番地
森脇　甫　同市青木町字反町五六六番地
一監事ノ氏名住所
橋本　英雄　横濱市青木町字反町六三二番地
中田浅次郎　同所六三二番地
一存立時期　昭和八年八月十五日迄
一區域　横濱市

㊀ 住宅組合設立
一名稱　有限責任不動木造店舗向住宅組合
一組織　有限責任
一事務所　横濱市北方町字泉三三三番地
一目的　本造店舗向住宅ノ建設ヲ爲シ之ヲ組合員ノ使用ニ供シ及其所有權ヲ讓渡スルヲ以テ
一目的ノ
設立許可ノ年月日　昭和二年三月三十一日
一出資一口ノ金額　金百圓
一出資拂込ノ方法　出資第一回ノ拂込ハ一口ニ付金五圓トス　第二回以後ノ拂込ハ左ノ區別ニ依リ毎月五日限リ之ヲ爲ス
一店舗向住宅ノ供給ヲ受クル前ニアリテハ毎月第一回拂込金額ノ十分ノ二ニ相當スル金額
二住宅ノ供給ヲ受ケタル後ニアリテハ出資金額及之ニ對スル利子相當額ノ合算額ヨリ前號拂込金額ヲ控除シタル殘額ヲ組合存立期間滿了迄ノ月數ニ依リ均等ニ分割シタル金額
前項第二號ニ規定スル利子相當額ノ算定方法ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
一理事ノ氏名住所
石原友次郎　同市淀富町三丁目七三番地
森原登　番地
一監事ノ氏名住所
横濱市南太田町字富士見丘一番地
林富吉　同市蓬莱町二丁目一一番地
一存立時期　昭和二年八月十五日迄
一區域　横濱市

㊀ 住宅組合設立
一名稱　有限責任共榮木造店舗向住宅組合
一組織　有限責任
一事務所　横濱市西戸部町字西ノ前一〇三四番地
一目的　本造店舗向住宅ノ建設ヲ爲シ之ヲ組合員ノ使用ニ供シ及其所有權ヲ讓渡スルヲ以テ
一目的ノ
設立許可ノ年月日　昭和二年三月三十一日
一出資一口ノ金額　金百圓
一出資拂込ノ方法　出資第一回ノ拂込ハ一口ニ付金五圓トス　第二回以後ノ拂込ハ左ノ區別ニ依リ毎月五日限リ之ヲ爲ス
一店舗向住宅ノ供給ヲ受クル前ニアリテハ毎月第一回拂込金額ノ十分ノ二ニ相當スル金額
二住宅ノ供給ヲ受ケタル後ニアリテハ出資金額及之ニ對スル利子相當額ノ合算額ヨリ前號拂込金額ヲ控除シタル殘額ヲ組合存立期間滿了迄ノ月數ニ依リ均等ニ分割シタル金額
前項第二號ニ規定スル利子相當額ノ算定方法ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
一理事ノ氏名住所
平野　長治　横濱市神奈川町字宮家町一二六九番地
竹内保太郎　同市同町字柳町九七〇番地
森脇　甫　同市青木町字反町五六六番地
一監事ノ氏名住所
橋本　英雄　横濱市青木町字反町六三二番地
中田浅次郎　同所六三二番地
一存立時期　昭和八年八月十五日迄
一區域　横濱市

第149号

一理事ノ氏名住所
小澤梅次郎　横濱市子代崎町一丁目四番地
内田榮次郎　同所七番地
黒田章一郎　同所同番地
一監事ノ氏名住所
小山章三郎　横濱市北方町字上野六四七番地
澁谷由之助　同所六四五番地
一存立時期　昭和十八年八月十五日迄

㊱有限責任宅組合変更
一昭和二年三月二十六日事務所ヲ左ニ移轉ス
事務所　横濱市弘明寺町字北ノ前三番地
右昭和二年五月九日登記　横濱區裁判所

㊲有限責任蓮倉信友住宅組合移轉
一昭和二年四月十日事務所ヲ左ノ地ニ移轉ス
蓮倉郡鎌倉町淨明寺三〇二番地
右昭和二年五月十日登記　横濱區裁判所小袋谷出張所

㊳住宅組合設立
名稱　有限責任濱松昭和住宅組合
組織　有限責任
區域　濱松市
事務所　濱松市利町五十八番地
目的　本組合ハ住宅ノ建設ヲナシ之ヲ組合員ノ使用ニ供シ及其ノ所有權ヲ譲渡スルヲ以テ目的トス
設立許可ノ年月日昭和二年三月三十日
出資一口ノ金額　金一百圓
出資拂込ノ方法　出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金五十圓ヲ以テ之ヲ拂込ノ方法ニ依リ毎月二十五日限リトス
一住宅ノ供給ヲ受クル前ニアリテハ毎回一口ニ付金一圓七十錢ツヽ、三回一圓六十五錢ツヽ一回トス
一住宅ノ供給ヲ受クタル後ニアリテハ出資金額及之ニ對スル利子相當額ノ合算額ヲ控除シタル殘額ヲ組合存立期間滿了迄ノ月數ニ依リ均等ニ分割シタル金額
前項第二號ニ規定スル利子相當額ノ算定方法ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
理事ノ氏名住所
柊田定一　同市松本町百三十一番地
渡邊九萬　同市紺屋町百七番地
加瀬秀造　同市尾張町四十二番地
監事ノ氏名住所
久保田實太郎　同市高町百二番地
天野鐵治　同市板屋町四百二十五番地
右昭和二年五月十九日登記　濱松區裁判所

㊴有限責任日方町第一住宅組合變更
一監事朝井龜太郎大谷長兵衛ハ昭和二年三月二
昭和二年五月十一日重任ス
昭和二年五月十一日登記
和歌山區裁判所黒江出張所

㊵住宅組合設立
名稱　有限責任長濱住宅組合
事務所　吾川郡長濱村長濱三千八百八十二番地
組織
有限責任
目的　住宅ノ建設ヲ爲シ之ヲ組合員ノ使用ニ供シ及其ノ所有權ヲ譲渡スルヲ以テ目的トス
設立許可ノ年月日　昭和二年三月三十一日
出資一口ノ金額　金百圓
出資拂込ノ方法　出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金七圓トス　出資第二回以後ノ拂込ハ左ノ區別ニ依リ毎月一回拂込金額ヲ一口ニ付金一圓トス
一住宅ノ供給ヲ受クル前ニアリテハ毎回一口ニ付金一圓七十錢ツヽ、三回一圓六十五錢ツヽ一回トス
一住宅ノ供給ヲ受クタル後ニアリテハ出資金額及之ニ對スル利子相當額ノ合算額ヲ控除シタル殘額ヲ組合存立期間滿了迄ノ月數ニ依リ均等ニ分割シタル金額
前項第二號ニ規定スル利子相當額ノ算定方法ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
理事ノ氏名住所
中田仙一郎　吾川郡長濱村長濱三千九百十六番イノ一
光内志津馬　同所三千八百三十二番地
一存立ノ時期　昭和十八年三月三十一日迄
一區域　高知縣吾川郡長濱村
昭和二年五月七日登記　高知區裁判所長濱出張所

㊶住宅組合設立
名稱　有限責任濱濱住宅組合
事務所　吾川郡長濱村長濱三千八百八十二番地
組織
有限責任
目的　住宅ノ建設ヲ爲シ之ヲ組合員ノ使用ニ供シ及其ノ所有權ヲ譲渡スルヲ以テ目的トス
設立許可ノ年月日　昭和二年三月三十一日
出資一口ノ金額　金百圓
出資拂込ノ方法　出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金七圓トス　出資第二回以後ノ拂込ハ左ノ區別ニ依リ毎月一回拂込金額ヲ一口ニ付金一圓トス
一住宅ノ供給ヲ受クル前ニアリテハ毎回一口ニ付金一圓七十錢ツヽ、三回一圓六十五錢ツヽ一回トス
一住宅ノ供給ヲ受クタル後ニアリテハ出資金額及之ニ對スル利子相當額ノ合算額ヲ控除シタル殘額ヲ組合存立期間滿了迄ノ月數ニ依リ均等ニ分割シタル金額
前項第二號ニ規定スル利子相當額ノ算定方法ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
理事ノ氏名住所
武田正清　吾川郡長濱村長濱三千八百八十二番二地
同所三千八百四十二番ロ地
武田勝義　同所六百四十八番屋敷
仲村開心　同所六百四十八番屋敷
一監事ノ氏名住所
中田　稔　吾川郡長濱村長濱三千九百十六番イノ一地
同所三千八百三十二番地
同所甲七三九番地
同所甲七三八番地ノ一
同所甲六一八番地
同所甲二六〇二番地
同所甲一四三八番地
大洲區裁判所

◎漁業組合登記

㊷大島元村漁業組合變更
監事阿部虎之丈ハ昭和二年四月二十四日重任ス
右昭和二年四月二十七日登記
東京區裁判所大島出張所

㊸三宅島漁業組合（變更）
一監事田中純一郎西宮藏ハ昭和二年四月十日退任ス
任シ左記ノ者同日監事ニ就任ス
川口德太郎　東京府三宅島神着村大久保濱無番地
伊藤市太郎　東京府三宅島阿古村四十七番地
右昭和二年四月一日登記
東京區裁判所三宅島出張所

㊹横濱漁業組合變更
一理事伊田貞吉ハ昭和二年四月三十日辭任ス
右昭和二年五月十日登記　横濱區裁判所

㊺千葉郡村青柳漁業組合變更
一昭和二年四月三十日事務所ヲ左ノ地ニ移轉セリ
右昭和二年五月十一日登記
千葉區裁判所八幡出張所

㊻南設樂郡海老町川入土工保護森林組合變更
一理事二名ノ氏名住所
原田　眞一　南設樂郡海老町　大字海老四十二
池田仙一郎　同所字丁塚十一番地
松下米三郎　同所字南貝津一番地ノ一
近藤伊三郎　同所字紙屋四番ノ三六番合併地
竹下猪吉　同所六十八番戸
竹下利三郎　同所六十三番戸
小野田關次郎　同所字北ノ平二十六番地
加藤耕一郎　南設樂郡海老町大字海老　百七十番戸
儀一　同所六十四番戸
夏目　作造　同所字紙屋二十三番地
右昭和二年五月十日登記
新城區裁判所田口出張所

㊼藏川土工森林組合變更
一理事大門慈松辰野富五郎橋本勝五郎神田幸榮ハ昭和二年四月三十日重任ス左記ノ者同日理事ニ就任ス
理事　宮内　岩吉　喜多郡大川村藏川甲二一九三番地
同　大久保虎五郎　同所甲七三九番地
同　尾花　清盛　同所乙四九七番地ノ一
監事　神元　倉吉　同所甲六一八番地
同　富永長代次　同所甲二六〇二番地
同　山首　紋治　同所甲一四三八番地
昭和二年五月五日登記　大洲區裁判所

㊽佐貫町笹毛漁業組合變更
一理事溝口留太ハ昭和二年五月　四日退任シ左記ノ者同日理事ニ就任ス
溝口作右衛門　君津郡佐貫町笹毛五十四番地
一理事石井後吉ハ昭和二年四月十六日死亡ス
一昭和二年五月四日左記ノ者理事ニ補缺任ス
澤邊集藏　君津郡佐貫町笹毛百十二番地
昭和二年五月九日登記
木更津區裁判所佐貫出張所

㊾和田町花園漁業組合（變更）
一監事鶴谷若松ハ昭和二年五月六日重任シ左記ノ者同日監事ニ就任ス
間宮半治　安房郡和田町花園九五九番地
一理事座間辛太郎子榮次良ハ昭和二年五月一日重任ス
一監事石井嘉市ハ同月七日重任ス
昭和二年五月九日登記
北條區裁判所南三原出張所

㊿千歳村白子漁業組合（變更）
一理事座間辛太郎子榮次良ハ昭和二年五月一日重任ス
一監事石井嘉市ハ同月七日重任ス
昭和二年五月九日登記
北條區裁判所南三原出張所

(51)郡家浦漁業組合變更
一理事志智孫左柏木伊平ハ昭和二年四月二十日重任同日左記ノ者理事ニ就任ス
地道傳吉　津名郡郡家町郡家組九〇九番地
右昭和二年四月二十七日登記
洲本區裁判所郡家出張所

(52)島田漁業組合變更
一理事板本福松古川楠松ハ昭和二年四月二十九日重任ス
一監事芝米吉ハ同日重任ス
昭和二年五月九日登記
御坊區裁判所印南出張所

(53)赤須賀漁業組合（變更）
一監事任期滿了ニ付昭和二年五月六日左ノ者當選重任ス
水谷善兵衛　桑名郡桑名町大字赤須賀百五十八番屋敷
松井　寅松　同上九十六番屋敷
昭和二年五月十日登記
四日市區裁判所桑名出張所

(54)片田村漁業組合變更
一理事山本榮一郎任ニ付昭和二年四月二十九日左ノ者就任ス
山本伊蔵　志摩郡片田村二百三十番屋敷
右昭和二年五月十日登記
山田區裁判所波切出張所

(55)鳥羽漁業組合變更
一理事中世古長之助辭任シタルニ付左記ノ者昭和二年四月二十三日假理事ニ就任ス
左記者太郎　北年斐郡桂城村大字鳥羽浦二百四十四番地ノ一
右昭和二年五月十日登記
昭和二年五月七日左記ノ者理事監事ニ就任シ假理事三宅右太郎辭任ス

理事　中村武右衛門　北年斐郡桂城村大字鳥羽浦二百三十八番地ノ一
三宅右太郎　同所二百四十四番地ノ一
理事　中村　甚司　同所二百十五番地
監事　三宅鼎三郎　同所二百三十六番地
監事　山下市太郎　同所二十二番屋敷
昭和二年五月七日登記　木本區裁判所引本出張所

(56)三浦漁業組合變更
一監事西村善吉ハ昭和二年四月二十七日重任ス
昭和二年五月九日登記
木本區裁判所長島出張所

(57)鳥羽漁業組合變更
一監事室町助次郎蒲田榮次ハ昭和二年五月五日重任ス
昭和二年五月十日登記
廣島區裁判所廿日市出張所

(58)油見村漁業組合變更
一理事棚田役吉ハ昭和二年五月五日退任シ左記ノ者同日理事ニ就任ス
向井一郎　佐伯郡油見村百五十番地
一監事松本覺太郎ハ昭和二年五月五日退任シ左記ノ者同日監事ニ就任ス
棚田源七　佐伯郡油見村百七十三番地
昭和二年五月十日登記
廣島區裁判所玖波出張所

(59)宍道村漁業組合變更
一理事庄司藏太郎中村慶四郎ハ昭和二年四月二十九日退任シ同三島龜太郎福田運市山田常市ハ同日各重任左記ノ者同日監事ニ就任ス
中村喜四郎八束郡宍道村大字宍道町千四百二番地
右昭和二年五月十日登記
松江區裁判所宍道出張所

(60)典居島村漁業組合變更
一理事任期滿了昭和二年四月十九日天野好五郎藤本助一郎各重任左ノ者理事ニ就任ス
稲田花松　溫泉郡典居島村一番耕地一三七一番地一
一監事任期滿了昭和二年四月十五日渡邊藤太郎西本福松　溫泉郡典居島村二番耕地二四八番地一
右昭和二年四月二十五日登記　松山區裁判所

(61)二本生村漁業組合変更
一監事今貝任期滿了昭和二年三月九日總代會ノ決議ニヨリ監事東宗助田中茂助濱岡又治ハ各再選
左記ノ者新ニ選任同年五月一日各就任ス
橋田半一　西宇和郡二本生村大字周木六番耕地百五十九番地第二
右昭和二年五月六日登記
八幡濱區裁判所三瓶出張所

(62)株式會社川崎貯蓄銀行支店（設立）
昭和二年五月十二日左ノ地ニ支店ヲ設立ス
支店　神戸市兵庫北逢瀬川町十七番地
右昭和二年五月十四日登記　八王子區裁判所

(63)株式會社多摩農業銀行変更（本店）
取締役岩崎清八ハ大正十五年六月四日其住所ヲ左ノ地ニ移轉ス　東京府北多摩郡立川町三千百二十番地
右大正十五年六月十六日登記

(64)株式會社東京府農工銀行社債一部償還（支店）
一左記社債ニ付一部償還ニ依リ大正十五年五月三十一日其殘額ヲ各左ノ通リ變更ス
第一回社債金三十二万三千圓　第二回同金三十二万三千圓　第三回同金二十七万三百圓　第四回同金五千圓　第五回同金二十二万六千五百圓　第六回同金十二万四千圓　第七回同金二万四千圓　第八回同金十四万九千圓　第九回同金二十五万四千七百圓　第十回同金二十七万九千一百圓　第十一回同金四十二万三千六百圓　第十二回同金十三万三千一百圓　第十三回同金十七万九千五百圓　第十四回同金二十一万二百五十圓　第十五回同金二十一万二百五十圓　第十六回同金二十一万二百五十圓　第十七回同金二十一万二百五十圓　第十八回同金二十一万二百五十圓　第十九回同金二十一万二百五十圓　第二十回同金二十一万二百五十圓　第二十一回同金二十一万二百五十圓　第二十二回同金二十一万八千圓　第二十三回同金二十九万五千七百五十圓　第二十四回同金二十九万五千七百五十圓　第二十五回同金二十九万五千七百五十圓　第二十六回同金八十二万六千七百五十圓　第二十七回同金二十九万六千七百五十圓　第二十八回同金二十九万六千七百五十圓　第二十九回同金二十九万六千七百五十圓　第三十回同金二十九万六千七百五十圓　第三十一回同金七十三万一千二十圓　第三十二回同金二百一万六千圓　第三十三回同金二百二十九万三千七百十圓　第三十四回同金二百二十九万三千七百十圓　第三十五回同金八十一万二千三百七十圓　第三十六回同金一百十二万五千三百六十圓　第三十七回同金八十万九千三百三十圓　第三十八回同金三百三十九万七百二十圓　第三十九回同金三十四万圓　第四十回同金二十万圓　第四十一回同金一百七十万三千五百三十圓　第四十二回同金一百十八万二千八百三十圓　第四十三回同金二百二十二万三千五百二十圓　第四十四回同金一百六十万五百八十圓　第四十五回同金二百十八万九百五十圓　第四十六回同金二百九十一万千八百九十圓　第四十七回同金四十八万圓

(65)合名會社岩崎商店變更（本店）
一社員岩崎清八ハ大正十五年六月　四日其住所ヲ左ノ地ニ移轉ス　東京府北多摩郡立川町三千百二十番地　一社員岩崎清重ハ同日其住所ヲ左ノ地ニ移轉ス　東京府北多摩郡立川町三千百二十番地
右大正十五年六月十七日登記

(66)西北多摩陸元貴捌合名會社變更（本店）
社員岩崎清八ハ大正十五年六月四日其住所ヲ左ノ地ニ移轉ス　東京府北多摩郡立川町三千百二十番地
右大正十五年六月二十三日登記

(67)立川キネマ株式會社變更（本店）
一大正十五年六月　三十日公告ヲ爲ス方法ヲ左ノ如ク變更ス　公告ヲ爲ス方法　館頭ニ一週間掲示ス
右大正十五年七月十二日登記

◎商業登記

(68)株式會社立川銀行支店（設立）
昭和二年五月十二日左ノ地ニ支店ヲ設立ス
支店　神戸市兵庫北逢瀬川町十七番地
右昭和二年五月十四日登記　八王子區裁判所

(69)株式會社東京府農工銀行社債一部償還（支店）
一左記社債ニ付一部償還ニ依リ大正十五年五月三十一日其殘額ヲ各左ノ通リ變更ス
第三回社債金二十七万三百圓　第四回同金五千圓　第五回同金二十二万六千五百圓　第六回同金十二万四千圓　第七回同金二万四千圓　第八回同金十四万九千圓　第九回同金二十五万四千七百圓　第十回同金二十七万九千一百圓　第十一回同金四十二万三千六百圓　第十二回同金十三万三千一百圓　第十三回同金十七万九千五百圓　第十四回同金二十一万二百五十圓　第十五回同金二十一万二百五十圓　第十六回同金二十一万二百五十圓　第十七回同金二十一万二百五十圓　第十八回同金二十一万二百五十圓　第十九回同金二十一万二百五十圓　第二十回同金二十一万二百五十圓　第二十一回同金二十一万二百五十圓　第二十二回同金二十一万八千圓　第二十三回同金二十九万五千七百五十圓　第二十四回同金二十九万五千七百五十圓　第二十五回同金二十九万五千七百五十圓　第二十六回同金八十二万六千七百五十圓　第二十七回同金二十九万六千七百五十圓　第二十八回同金二十九万六千七百五十圓　第二十九回同金二十九万六千七百五十圓　第三十回同金七十三万一千二十圓　第三十一回同金二百一万六千圓　第三十二回同金二百一万六千圓　第三十三回同金二百二十九万三千七百十圓　第三十四回同金二百二十九万三千七百十圓　第三十五回同金八十一万二千三百七十圓　第三十六回同金一百十二万五千三百六十圓　第三十七回同金八十万九千三百三十圓　第三十八回同金三百三十九万七百二十圓　第三十九回同金三十四万圓　第四十回同金二十万圓　第四十一回同金一百七十万三千五百三十圓　第四十二回同金一百十八万二千八百三十圓　第四十三回同金二百二十二万三千五百二十圓　第四十四回同金一百六十万五百八十圓　第四十五回同金二百十八万九百五十圓　第四十六回同金二百九十一万千八百九十圓　第四十七回同金四十八万圓

官報 第一四九號 昭和二年六月二十九日（水曜日）（第三種郵便物認可）
本文

◎株式會社多摩高速業銀行變更（本店）
本郷區駒込神明町四番地
右大正十五年七月十九日退任ス
大正十五年十月十一日登記
取締役ニ就任ス　黒崎錦次郎　東京市
右大正十五年十月十一日登記
◎株式會社第三十六銀行變更（支店）
右大正十五年十月十一日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額　一社債ニ付拂込
大正十五年八月五日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年八月十二日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年八月十九日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年八月二十二日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年八月二十九日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十一月一日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十一月十三日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十一月十九日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十二月十日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十二月十六日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十二月二十日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十二月二十六日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十二月二十九日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十二月二十九日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月十日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月十一日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月十三日登記
第六十一回　一社債ノ總額金十二万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘　一
社債償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三
十一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金一千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月十六日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年八月十二日登記
◎支配人ノ氏名住所　鈴木榮次郎東京府北多摩郡
立川町字八幡二番地　一主人ノ氏名住所株
式會社多摩農業銀行東京府北多摩郡立川町三千
百十四番地　一支配人ヲ置キタル場所同所同番
地
右大正十五年八月十九日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年八月二十九日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年九月十日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十月十一日登記
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十月十二日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十月十九日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十月二十日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十月二十一日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十月二十六日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十月二十九日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十一月一日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十一月十日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十一月十三日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十一月十九日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十二回　一社債ノ總額金三百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分三厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年八月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十二月二十日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十二月二十六日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十五年十二月二十九日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月十日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月十一日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月十三日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月十六日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月十八日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月二十八日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月二十九日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月二十九日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月三十日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年一月三十一日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年二月二十日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年二月二十六日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年二月二十九日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月十日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月十一日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月十二日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月十三日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月十四日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月十五日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月十六日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月十七日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月十八日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月十九日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月二十日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月二十一日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月二十二日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月二十三日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月二十四日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月二十五日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月二十六日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月二十七日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月二十八日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲スコトアルヘシ　一各社債ニ付拂込
タル金額金額
大正十六年三月二十九日登記
◎株式會社東京府農工銀行社債（支店）
第六十三回　一社債ノ總額金一百万圓　一各社
債ノ金額金千圓　一社債ノ利率年七分五厘
一償還ノ方法及期限元金ハ大正十六年七月三十
一日迄拾箇年ニヨリ毎年二回（二月
八月末日）金千圓以上ヲ償還シ大正三十二年七
月三十一日迄ニ全額ヲ償還ス但賣入銷却又ハ
時價還ヲ爲ス

久野慈德 西茨城郡北山内村鴻巣千七百九十八番地
昭和二年五月十四日登記 水戸區裁判所笠間出張所

㊱同番第八選任
清算人ノ氏名住所
株主總會ノ決議ニ因リ 昭和二年四月二十九日
解散ス 西茨城郡小川町
一株主總會ノ氏名住所 西茨城郡岩瀬町大泉十一番地
太田 榮作 同郡同町岩瀬二十二番地ノ一
太田 要之助 同郡同町四反田五十九番地
中野藤 郎 同郡同町仮岡五十七番地
鳥田清一郎 同郡東野珂村粘田六百二十四番地
白石作右衛門 同郡西山内村鴻原百三十一番地
昭和二年五月十三日登記 水戸區裁判所岩瀬出張所

㊲合資會社設立
一商號 合資會社益目逸店
一本店 茨城縣新治郡高浪町高濱 八十四番地
一支店 同町北根本四百十六番ノ二
千葉縣香取郡佐原町佐原イ八十八番地
一設立年月日 昭和二年五月十日
一目的 逸送業倉庫業其他ノ附屬事業
一資本總額 金三十圓
一出資ノ種類 現金
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
村小堀二十七番地 茨城縣北相馬郡井野
勞務 無限 宮光五郎 茨城縣北相馬郡井野
一存立ノ時期 設立ノ日ヨリ滿二十箇年
昭和二年五月十三日登記 水戸區裁判所岩瀬出張所

㊳合資會社設立
一商號 合資會社益目逸店
一本店 茨城縣新治郡高浪町高濱 八十四番地
一支店 同町北根本四百十六番ノ二
千葉縣香取郡佐原町佐原イ八十八番地
一設立年月日 昭和二年五月十日
一目的 逸送業倉庫業其他ノ附屬事業
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
勞務 無限 宮光五郎 茨城縣北相馬郡井野
村小堀二十七番地
金三十圓也 現物三棟價格金八千圓 無限 篠目八郎兵衛 同縣新治郡高浪町高濱 八十四番地
宅地千九百四十八坪四四反一畝二十六歩建物
十二棟價格金三万九千圓 有限 日下田武
勝木縣芳賀郡益子町 益子ノ部 八百九十六番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和二年五月十二日登記
土浦區裁判所石岡出張所

㊴株式會社設立
一商號 結城合同運送倉庫株式會社
一本店 茨城縣結城郡結城町大字結城七千五百
十八番地
一目的 一貨物ノ運送及ヒ運送取扱 二他ノ運送
業者及ヒ保險業者ノ代理業務 三倉庫業四前各
號ニ關聯スル一切ノ業務
一設立年月日 昭和二年五月一日
一資本總額 金十五万五千圓
一一株金額 金五十圓
一各株拂込額 金五十圓
一公告方法 水戸市ニ於テ發行スルいばらき新
聞ニ掲載ス

㊵磯部鎖業株式會社(變更)
一監査役吉田英魚之助 ハ任期滿了ノ處
昭和二年四月二十七日 再選重任シタリ
重任ニ同日選任就任シタリ
關口耕三郎 高崎市八島町六十五番地
昭和二年五月十日登記

㊶合資會社金子本店(設立)
一商號 合資會社金子本店
一本店 高崎市新紺屋町十六番地
一目的 小間物化粧品卸小賣
一設立ノ年月日 昭和二年五月一日
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金五千圓 無限 金子織衛 高崎市新紺屋町
十六番地
金二千圓 有限 小林茂十郎 多野郡藤岡町
大字藤岡百六十番地
金一千圓 有限 大戸徳治 同所三百八十一
番地
金一千圓 有限 磯野德太郎 佐波郡伊勢崎
町千百二番地
金五百圓 有限 田村住五郎 高崎市柳川町
百一番地
金五百圓 有限 小見仲次 多野郡吉井町大
字吉井九十三番地
一存立ノ時期 昭和二十二年四月三十日迄
昭和二年五月十三日登記

㊷確氷養魚株式會社解散
一昭和二年五月一日株式總會ノ決議ニ依リ
解散ス

㊸確氷養魚株式會社清算人選任
一昭和二年四月二十九日定記ノ者 清算人ニ選任
就任ス 井上 英男 前橋市神明町三十四番地
石井伊三郎 確氷郡安中町大字安 中八百九十
五番地
飯野新太郎 同郡豊岡村大字上豊岡一番地
松井 虎吉 同郡同村大字下豊岡八百十二番
地
古岡彦次郎 高崎市末廣町五十三番地
平井道太郎 足利市通一丁目一番地
昭和二年五月十三日登記 高崎區裁判所

㊹合資會社設立
商號 合資會社太田商店
本店 安倍郡長田村用宗七百四十六番地
目的 金物販賣精米精麥其他商品販賣ヲ爲ス
設立年月日 昭和二年五月五日
一同目左ノ者監査役ニ新任ス
内山延四郎 佐波郡伊勢崎町 九百八十四番地
昭和二年五月十日登記
前橋區裁判所伊勢崎出張所

㊺磯部鎖業株式會社(變更)
一監査役吉田英魚之助 ハ任期滿了ノ處
昭和二年四月二十七日 再選重任シタリ
重任ニ同日選任就任シタリ
關口耕三郎 高崎市八島町六十五番地
昭和二年五月十日登記

㊻株式會社大橋製絲所變更
一取締役大橋米三郎 大橋鋼一郎ハ昭和二年四月
三十日重任シ左記ノ者同日取締役ニ就任ス
大橋為藏 猿渡市郡古河町五三二七番地
昭和二年五月十三日登記
下妻區裁判所古河出張所

㊼合資會社家磨縫商店變更
一社員佐藤藤七ハ昭和二年五月一日其ノ持分全
部ヲ社員磯慶一ニ讓渡シテ退社シ磯慶一同日
之ヲ讓受ケ其ノ出資總ヲ金五百四十圓ト變更
ス
昭和二年五月十二日登記 宇都宮區裁判所

㊽足利相互便益株式會社變更
一取締役青山要太郎 伊藤甲子郎 鳥尾玉之助 小林
安太郎 雀沼外三郎ハ昭和二年四月二十八日重
任ス
昭和二年五月十一日登記 足利區裁判所

㊾粕川水電株式會社變更
一監査役勉池高太郎ハ昭和二年四月三十日重任
同武藤忠義ハ同日解任シ左ノ者同日監査役ニ
就任ス 武藤忠義 東京市小石川區大塚仲町
二十六番地
右昭和二年五月十一日登記
前橋區裁判所大胡出張所

㊿株式會社上毛貯蓄學行支店設置(支店)
一昭和二年五月一日左ノ地ニ支店ヲ設置ス
群馬縣桐生市乙八十番地
昭和二年五月九日登記

(51)株式會社伊勢崎電氣館變更
一監査役伊佐久藏本間儀次ハ昭和二年四月十日
辭任ス

(52)粕川水電株式會社變更
一監査役勉池高太郎ハ昭和二年四月三十日重任
同武藤忠義ハ同日解任シ左ノ者同日監査役ニ
就任ス 武藤忠義 東京市小石川區大塚仲町
二十六番地
右昭和二年五月十一日登記
前橋區裁判所大胡出張所

(53)株式會社毛便益株式會社變更
一取締役青山要太郎 伊藤甲子郎 鳥尾玉之助 小林
安太郎 雀沼外三郎ハ昭和二年四月二十八日重
任ス
昭和二年五月十一日登記 足利區裁判所

(54)株式會社益目逸店
一商號 合資會社益目逸店
一本店 茨城縣新治郡高浪町高濱 八十四番地
一支店 同町北根本四百十六番ノ二
千葉縣香取郡佐原町佐原イ八十八番地
一設立年月日 昭和二年五月十日
一目的 逸送業倉庫業其他ノ附屬事業
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
勞務 無限 宮光五郎 茨城縣北相馬郡井野
村小堀二十七番地
金三十圓也 現物三棟價格金八千圓 無限 篠目八
郎兵衛 同縣新治郡高浪町高濱 八十四番地
宅地千九百四十八坪四四反一畝二十六歩建物
十二棟價格金三万九千圓 有限 日下田武
勝木縣芳賀郡益子町 益子ノ部 八百九十六番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和二年五月十二日登記
土浦區裁判所石岡出張所

(55)株式會社設立
一商號 結城合同運送倉庫株式會社
一本店 茨城縣結城郡結城町大字結城七千五百
十八番地
一目的 一貨物ノ運送及ヒ運送取扱 二他ノ運送
業者及ヒ保險業者ノ代理業務 三倉庫業四前各
號ニ關聯スル一切ノ業務
一設立年月日 昭和二年五月一日
一資本總額 金十五万五千圓
一一株金額 金五十圓
一各株拂込額 金五十圓
一公告方法 水戸市ニ於テ發行スルいばらき新
聞ニ掲載ス

(56)株式會社四山商店解散
一株主總會ノ決議ニ因リ 昭和二年四月二十九日
解散ス 西茨城郡北山内村鴻巣千七百九十
八番地
昭和二年五月十四日登記
水戸區裁判所笠間出張所

(57)同番第八選任
清算人ノ氏名住所
清算人ノ氏名住所 西茨城郡岩瀬町大泉十一番地
太田 榮作 西茨城郡岩瀬町大泉十一番地
太田 要之助 同郡同町岩瀬二十二番地ノ一
草原國次郎 同郡同町仮岡五十七番地
中野藤 郎 同郡同町仮岡三百三十一番地
鳥田清一郎 同郡東野珂村粘田六百二十四番
地
白石作右衛門 同郡西山内村鴻原百三十一番
地
昭和二年五月十三日登記
水戸區裁判所岩瀬出張所

(58)合資會社設立
一商號 合資會社益目逸店
一本店 茨城縣新治郡高浪町高濱 八十四番地
一支店 同町北根本四百十六番ノ二
千葉縣香取郡佐原町佐原イ八十八番地
一設立年月日 昭和二年五月十日
一目的 逸送業倉庫業其他ノ附屬事業
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
勞務 無限 宮光五郎 茨城縣北相馬郡井野
村小堀二十七番地
金三十圓也 現物三棟價格金八千圓 無限 篠目八
郎兵衛 同縣新治郡高浪町高濱 八十四番地
宅地千九百四十八坪四四反一畝二十六歩建物
十二棟價格金三万九千圓 有限 日下田武
勝木縣芳賀郡益子町 益子ノ部 八百九十六番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和二年五月十二日登記
土浦區裁判所石岡出張所

(59)株式會社設立
一商號 結城合同運送倉庫株式會社
一本店 茨城縣結城郡結城町大字結城七千五百
十八番地
一目的 一貨物ノ運送及ヒ運送取扱 二他ノ運送
業者及ヒ保險業者ノ代理業務 三倉庫業四前各
號ニ關聯スル一切ノ業務
一設立年月日 昭和二年五月一日
一資本總額 金十五万五千圓
一一株金額 金五十圓
一各株拂込額 金五十圓
一公告方法 水戸市ニ於テ發行スルいばらき新
聞ニ掲載ス

(60)磯部鎖業株式會社(變更)
一監査役吉田英魚之助 ハ任期滿了ノ處
昭和二年四月二十七日 再選重任シタリ
重任ニ同日選任就任シタリ
關口耕三郎 高崎市八島町六十五番地
昭和二年五月十日登記

(61)合資會社金子本店(設立)
一商號 合資會社金子本店
一本店 高崎市新紺屋町十六番地
一目的 小間物化粧品卸小賣
一設立ノ年月日 昭和二年五月一日
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金五千圓 無限 金子織衛 高崎市新紺屋町
十六番地
金二千圓 有限 小林茂十郎 多野郡藤岡町
大字藤岡百六十番地
金一千圓 有限 大戸徳治 同所三百八十一
番地
金一千圓 有限 磯野德太郎 佐波郡伊勢崎
町千百二番地
金五百圓 有限 田村住五郎 高崎市柳川町
百一番地
金五百圓 有限 小見仲次 多野郡吉井町大
字吉井九十三番地
一存立ノ時期 昭和二十二年四月三十日迄
昭和二年五月十三日登記

(62)確氷養魚株式會社解散
一昭和二年四月二十九日株式總會ノ決議ニ依リ
解散ス

(63)確氷養魚株式會社清算人選任
一昭和二年四月二十九日定記ノ者 清算人ニ選任
就任ス 井上 英男 前橋市神明町三十四番地
石井伊三郎 確氷郡安中町大字安 中八百九十
五番地
飯野新太郎 同郡豊岡村大字上豊岡一番地
松井 虎吉 同郡同村大字下豊岡八百十二番
地
古岡彦次郎 高崎市末廣町五十三番地
平井道太郎 足利市通一丁目一番地
昭和二年五月十三日登記 高崎區裁判所

(64)合資會社設立
商號 合資會社太田商店
本店 安倍郡長田村用宗七百四十六番地
目的 金物販賣精米精麥其他商品販賣ヲ爲ス
設立年月日 昭和二年五月五日
一同目左ノ者監査役ニ新任ス
内山延四郎 佐波郡伊勢崎町 九百八十四番地
昭和二年五月十日登記
前橋區裁判所伊勢崎出張所

(65)鳥山窯業株式會社變更
一取締役鈴木理平 鈴木信三郎 朝生庄作 朝生吉在
門 桑田也治 郎紹 谷佐ハ昭和二年四月二十九日
重任ス
昭和二年五月十一日登記
木更津區裁判所久留里出張所

(66)神戸麗藥株式會社變更
一監査役山田安義 岡崎菊太郎ハ昭和二年四月三
十日重任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
寺田龍太郎 安房郡神戸村藤原九四〇番地
昭和二年五月十二日登記 北條區裁判所

(67)合資會社設立
一商號 共益農藝合資會社
一本店 山武郡大平村武野里二千七百九十五番
地
一目的 農業蠶業養鶏林業
一設立年月日 昭和二年五月十日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金一千圓 無限 川島新一郎 山武郡大平村
武野里二千七百九十五番地
金二百圓 有限 川島せつ 同所同番地
金二百圓 同 川島馨 同所同番地
金二百圓 同 川島清 同所同番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ滿二十箇年
昭和二年五月十二日登記
八日市場區裁判所松尾出張所

(68)合資會社設立
一商號 合資會社千生商店
一本店 水戸市上市並松町千五百四十番地
一目的 土木建築ノ請負材料ノ供給販賣及ヒ之
ニ關聯スル一切ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス
設立年月日 昭和二年五月十二日
一代表社員ノ氏名 千生昌延
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
一金二千五百圓 無限 千生昌延 水戸市上
市並松町千五百四十番地
一金二千圓 有限 千生きよう 同所同番地
一金五百圓 同 水澤市之進 同市上市五軒
町千百四八十八番地
昭和二年五月十二日登記

(69)株式會社川崎貯蓄銀行支店設置(支店)
一昭和二年五月十二日支店ヲ左ノ地ニ設置セリ
神戸市兵庫北逆瀬川町一七番地
昭和二年五月十四日登記 水戸區裁判所

(70)笠間聯合煙草倉庫株式會社變更
一補缺トシテ昭和二年四月三十日左ノ者取締役
ニ新任ス
檜山清一 西茨城郡大原村小原百四十七番屋敷
ノ一
一監査役川俣武雄 奏野貢之助 富田清治郎 矢ハ同
日重任シ左ノ者同日監査役ニ新任ス
久野慈德 西茨城郡北山内村鴻巣千七百九十
八番地
昭和二年五月十四日登記
水戸區裁判所笠間出張所

(71)株式會社四山商店解散
一株主總會ノ決議ニ因リ 昭和二年四月二十九日
解散ス 西茨城郡北山内村鴻巣千七百九十
八番地
昭和二年五月十四日登記
水戸區裁判所笠間出張所

(72)同番第八選任
清算人ノ氏名住所
清算人ノ氏名住所 西茨城郡岩瀬町大泉十一番地
太田 榮作 西茨城郡岩瀬町大泉十一番地
太田 要之助 同郡同町岩瀬二十二番地ノ一
草原國次郎 同郡同町仮岡五十七番地
中野藤 郎 同郡同町仮岡三百三十一番地
鳥田清一郎 同郡東野珂村粘田六百二十四番
地
白石作右衛門 同郡西山内村鴻原百三十一番
地
昭和二年五月十三日登記
水戸區裁判所岩瀬出張所

(73)合資會社設立
一商號 合資會社益目逸店
一本店 茨城縣新治郡高浪町高濱 八十四番地
一支店 同町北根本四百十六番ノ二
千葉縣香取郡佐原町佐原イ八十八番地
一設立年月日 昭和二年五月十日
一目的 逸送業倉庫業其他ノ附屬事業
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
勞務 無限 宮光五郎 茨城縣北相馬郡井野
村小堀二十七番地
金三十圓也 現物三棟價格金八千圓 無限 篠目八
郎兵衛 同縣新治郡高浪町高濱 八十四番地
宅地千九百四十八坪四四反一畝二十六歩建物
十二棟價格金三万九千圓 有限 日下田武
勝木縣芳賀郡益子町 益子ノ部 八百九十六番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和二年五月十二日登記
土浦區裁判所石岡出張所

(74)株式會社設立
一商號 結城合同運送倉庫株式會社
一本店 茨城縣結城郡結城町大字結城七千五百
十八番地
一目的 一貨物ノ運送及ヒ運送取扱 二他ノ運送
業者及ヒ保險業者ノ代理業務 三倉庫業四前各
號ニ關聯スル一切ノ業務
一設立年月日 昭和二年五月一日
一資本總額 金十五万五千圓
一一株金額 金五十圓
一各株拂込額 金五十圓
一公告方法 水戸市ニ於テ發行スルいばらき新
聞ニ掲載ス

(75)磯部鎖業株式會社(變更)
一監査役吉田英魚之助 ハ任期滿了ノ處
昭和二年四月二十七日 再選重任シタリ
重任ニ同日選任就任シタリ
關口耕三郎 高崎市八島町六十五番地
昭和二年五月十日登記

(76)合資會社金子本店(設立)
一商號 合資會社金子本店
一本店 高崎市新紺屋町十六番地
一目的 小間物化粧品卸小賣
一設立ノ年月日 昭和二年五月一日
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金五千圓 無限 金子織衛 高崎市新紺屋町
十六番地
金二千圓 有限 小林茂十郎 多野郡藤岡町
大字藤岡百六十番地
金一千圓 有限 大戸徳治 同所三百八十一
番地
金一千圓 有限 磯野德太郎 佐波郡伊勢崎
町千百二番地
金五百圓 有限 田村住五郎 高崎市柳川町
百一番地
金五百圓 有限 小見仲次 多野郡吉井町大
字吉井九十三番地
一存立ノ時期 昭和二十二年四月三十日迄
昭和二年五月十三日登記

(77)確氷養魚株式會社解散
一昭和二年四月二十九日株式總會ノ決議ニ依リ
解散ス

(78)確氷養魚株式會社清算人選任
一昭和二年四月二十九日定記ノ者 清算人ニ選任
就任ス 井上 英男 前橋市神明町三十四番地
石井伊三郎 確氷郡安中町大字安 中八百九十
五番地
飯野新太郎 同郡豊岡村大字上豊岡一番地
松井 虎吉 同郡同村大字下豊岡八百十二番
地
古岡彦次郎 高崎市末廣町五十三番地
平井道太郎 足利市通一丁目一番地
昭和二年五月十三日登記 高崎區裁判所

(79)合資會社設立
商號 合資會社太田商店
本店 安倍郡長田村用宗七百四十六番地
目的 金物販賣精米精麥其他商品販賣ヲ爲ス
設立年月日 昭和二年五月五日
代表社員ノ氏名 太田豊蔵
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金二千圓 無限 太田豊子 同所同番地
金一千圓 有限 太田はな 同所同番地
金一千圓 有限 後藤忠好 神奈川縣川崎市
田島町大島五百九十八番地
金五百圓 有限 岩崎善造 安倍郡長田村用
宗五百五十六番地
一存立時期 定款作成ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和二年五月十二日登記

(80)株式會社豊田商會變更(支店)
一昭和二年五月一日株主總會ノ決議ニ因リ小笠
郡塩之内町塩内番外八番地ノ支店ヲ廢止ス
右昭和二年五月九日登記

(81)合資會社設立
一商號 合資會社澤地商店
一本店 清水市江尻六百二十二番地
一目的 文房具小間物化粧品雜貨類ノ仕入販賣
其他之ニ附隨スル一切ノ事業
一設立年月日 昭和二年六月九日
一社員ノ出資責任及氏名住所
信用及仕器十四點 新品八十三點什器友商品價
格金一千三百圓 無限 澤見吉之助 清水市
金一千圓 有限 斎藤芳左衛門 同市同字五
百八十一番地
金一千圓 有限 鹿野勇平 同市八江三百四
十七番地
右昭和二年五月十四日登記
静岡區裁判所江尻出張所

(82)株式會社駿南銀行變更
監査役加藤果平ハ昭和二年五月十日辭任シ同日
方記ノ者馬場輪役ニ就任ス
加藤 果平 志太郡藤枝町 村宗高百六十六番地
多々良勝雄 志太郡相川村上新田六百四十三
番地
昭和二年五月十一日登記
静岡區裁判所静清出張所

(83)西遠無盡株式會社支店設置(支店)
昭和二年四月二十五日支店ヲ富士郡傳法村傳法
三四三三番地ノ二ニ設置シタルニヨリ左ノ登記
ヲ爲ス 一商號 西遠無盡株式會社 一本店清水
市組坂町百三十九番地 一支店 静岡市新通三丁
目十二番地 富士郡傳法村傳法三四三三番地ノ
二 株原郡相良町波津一七九九番地 一目的本會社
ハ無盡法ニ準據シ一定ノ會員ヲ募集シ掛金ヲ爲
サシメ之ニ所定ノ給付ヲナシ尚會員ニ限リ金錢
貸附ヲナス目的トス 一設立年月日 大正
五年三月二十二日 一資本總額 金二十万圓 一
一株金額金五十圓 一各株拂込額 總株四千株ノ
内一千株ハ金五十圓三千株ハ金四十圓 一公告
方法本店ノ店頭ニ掲示ス 一取締役ノ氏名住所
大久保道之 清水郡小島三郎 朝生吉磨 山
政藏 清松市之 宅清水郡小城町三百三十三番地 林支吉 磨山
郡掛塚町掛塚二百七十三番地 氣賀質子 治引佐
郡細江村貫布 綱口英次郎 宮名
郡北浜村貫布 綱千六十二番地 井上 圓一
住所佐野一二清松市由十町十八番地 井上圓一
同市十歳町十二番地 高津坪六 磨田郡二俣町
鹿塩三百八十九番地 一存立時期 設立登記ノ日
ヨリ滿五十箇年
右昭和二年五月七日登記

(84)丸富運送委托株式會社變更
昭和二年五月九日取締役曾ノ決議ニ基キ一株ニ
付金六圓二十五錢拂込終了シタルニ付各株拂
込金額ヲ左ノ通リ變更ス
一各株ニ付拂込ミタル株金額 金十八圓七十五
錢

(85)丸富運送委托株式會社變更
昭和二年五月九日臨時株主總會ノ決議ニ依リ商
號ヲ左ノ通リ變更ス
一商號 富士合同運送株式會社
右昭和二年五月十日登記
富士原區裁判所

(86)宇田合名會社變更
一出資者ノ氏名住所 御室哲太郎 静岡縣磐田
郡佐久間村佐久間十九番地
右昭和二年五月十日登記
浜松區裁判所山名出張所

(87)太平洋砂礫工業合資會社解散
總社員ノ同意ニ因リ昭和二年五月八日解散ス
(88)太平洋砂礫工業合資會社清算
清算人ノ氏名住所 伊藤伊助 小笠郡佐倉村佐
倉二千十番地
右昭和二年五月十日登記
掛川區裁判所池新田出張所

(89)太平洋砂礫工業合資會社解散
一昭和二年六月八日總社員ノ同意ニ因リ解散ス
右昭和二年五月十三日登記
掛川區裁判所相良出張所

(90)百觀音自働車運輸株式會社(追加變更)
一昭和二年四月三日株主總會ニ於テ定款ヲ變更
シ取締役及監査役各一名追加増員左記ノ者當
選就任ス
取締役ノ氏名住所 坂本新作 北巨摩郡駒井
村二千五百二十一番地 赤本高秋 北巨摩郡韮崎
町四百十四番地
右昭和二年五月十一日登記
甲府區裁判所若神子出張所

(91)合資會社設立
一商號 合資會社三神養鰻場
一本店 中巨摩郡櫛形村上條新居千七百十七番地
一目的 養鰻及之ガ販賣
一設立年月日 昭和二年五月九日
一代表社員ノ氏名 三神子代作
一社員ノ氏名住所出資及責任
一勞務 無限 三神子代作 中巨摩郡國母村
上條新居千七百十七番地
一金一千圓 有限 向山相造 同郡大鹿田村
宮原千二百七十八番地
一金一千圓 有限 三神義一 同郡同村塩之
内三百六十八番地
一存立ノ時期 設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和二年五月十一日登記
甲府區裁判所龍王出張所

(92)株式會社矢嶋商店變更
監査役秋山要之助井上慈郎ハ昭和二年五月十一
日重任ス
昭和二年五月十二日登記 瑞澤區裁判所

(93)株式會社徐富委託商會變更
一昭和二年四月二十九日取締役白田金作通川正
櫻本鶴任 同縣同郡浦川村浦川五十三番地
平賀喜重 同縣同郡佐久間村中部百四十二番
地
一監査役ノ氏名住所 御室哲太郎 静岡縣磐田
郡佐久間村佐久間十九番地
右昭和二年五月十日登記
浜松區裁判所山名出張所

(94)信濃石材工業株式會社變更
一取締役田村工業株式會社變更
昭和二年五月九日臨時株主總會ノ決議ニ依リ商
號ヲ左ノ通リ變更ス
一商號 富士合同運送株式會社
右昭和二年五月十日登記
富士原區裁判所

(95)丸富運送委托株式會社變更
昭和二年五月九日臨時株主總會ノ決議ニ依リ商
號ヲ左ノ通リ變更ス
一商號 富士合同運送株式會社
右昭和二年五月十日登記
富士原區裁判所

(96)信濃石材工業株式會社變更
一取締役田村工業株式會社變更
昭和二年五月九日臨時株主總會ノ決議ニ依リ商
號ヲ左ノ通リ變更ス
一商號 富士合同運送株式會社
右昭和二年五月十日登記
富士原區裁判所

(97)株式會社大橋製絲所變更
一取締役大橋米三郎 大橋鋼一郎ハ昭和二年四月
三十日重任シ左記ノ者同日取締役ニ就任ス
大橋為藏 猿渡市郡古河町五三二七番地
昭和二年五月十三日登記
下妻區裁判所古河出張所

(98)合資會社家磨縫商店變更
一社員佐藤藤七ハ昭和二年五月一日其ノ持分全
部ヲ社員磯慶一ニ讓渡シテ退社シ磯慶一同日
之ヲ讓受ケ其ノ出資總ヲ金五百四十圓ト變更
ス
昭和二年五月十二日登記 宇都宮區裁判所

(99)足利相互便益株式會社變更
一取締役青山要太郎 伊藤甲子郎 鳥尾玉之助 小林
安太郎 雀沼外三郎ハ昭和二年四月二十八日重
任ス
昭和二年五月十一日登記 足利區裁判所

(100)粕川水電株式會社變更
一監査役勉池高太郎ハ昭和二年四月三十日重任
同武藤忠義ハ同日解任シ左ノ者同日監査役ニ
就任ス 武藤忠義 東京市小石川區大塚仲町
二十六番地
右昭和二年五月十一日登記
前橋區裁判所大胡出張所

(101)株式會社上毛貯蓄學行支店設置(支店)
一昭和二年五月一日左ノ地ニ支店ヲ設置ス
群馬縣桐生市乙八十番地
昭和二年五月九日登記

(102)株式會社伊勢崎電氣館變更
一監査役伊佐久藏本間儀次ハ昭和二年四月十日
辭任ス

(103)粕川水電株式會社變更
一監査役勉池高太郎ハ昭和二年四月三十日重任
同武藤忠義ハ同日解任シ左ノ者同日監査役ニ
就任ス 武藤忠義 東京市小石川區大塚仲町
二十六番地
右昭和二年五月十一日登記
前橋區裁判所大胡出張所

(104)株式會社毛便益株式會社變更
一取締役青山要太郎 伊藤甲子郎 鳥尾玉之助 小林
安太郎 雀沼外三郎ハ昭和二年四月二十八日重
任ス
昭和二年五月十一日登記 足利區裁判所

(105)株式會社益目逸店
一商號 合資會社益目逸店
一本店 茨城縣新治郡高浪町高濱 八十四番地
一支店 同町北根本四百十六番ノ二
千葉縣香取郡佐原町佐原イ八十八番地
一設立年月日 昭和二年五月十日
一目的 逸送業倉庫業其他ノ附屬事業
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
勞務 無限 宮光五郎 茨城縣北相馬郡井野
村小堀二十七番地
金三十圓也 現物三棟價格金八千圓 無限 篠目八
郎兵衛 同縣新治郡高浪町高濱 八十四番地
宅地千九百四十八坪四四反一畝二十六歩建物
十二棟價格金三万九千圓 有限 日下田武
勝木縣芳賀郡益子町 益子ノ部 八百九十六番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和二年五月十二日登記
土浦區裁判所石岡出張所

(106)株式會社設立
一商號 結城合同運送倉庫株式會社
一本店 茨城縣結城郡結城町大字結城七千五百
十八番地
一目的 一貨物ノ運送及ヒ運送取扱 二他ノ運送
業者及ヒ保險業者ノ代理業務 三倉庫業四前各
號ニ關聯スル一切ノ業務
一設立年月日 昭和二年五月一日
一資本總額 金十五万五千圓
一一株金額 金五十圓
一各株拂込額 金五十圓
一公告方法 水戸市ニ於テ發行スルいばらき新
聞ニ掲載ス

(107)磯部鎖業株式會社(變更)
一監査役吉田英魚之助 ハ任期滿了ノ處
昭和二年四月二十七日 再選重任シタリ
重任ニ同日選任就任シタリ
關口耕三郎 高崎市八島町六十五番地
昭和二年五月十日登記

(108)合資會社金子本店(設立)
一商號 合資會社金子本店
一本店 高崎市新紺屋町十六番地
一目的 小間物化粧品卸小賣
一設立ノ年月日 昭和二年五月一日
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金五千圓 無限 金子織衛 高崎市新紺屋町
十六番地
金二千圓 有限 小林茂十郎 多野郡藤岡町
大字藤岡百六十番地
金一千圓 有限 大戸徳治 同所三百八十一
番地
金一千圓 有限 磯野德太郎 佐波郡伊勢崎
町千百二番地
金五百圓 有限 田村住五郎 高崎市柳川町
百一番地
金五百圓 有限 小見仲次 多野郡吉井町大
字吉井九十三番地
一存立ノ時期 昭和二十二年四月三十日迄
昭和二年五月十三日登記

(109)確氷養魚株式會社解散
一昭和二年四月二十九日株式總會ノ決議ニ依リ
解散ス

(110)確氷養魚株式會社清算人選任
一昭和二年四月二十九日定記ノ者 清算人ニ選任
就任ス 井上 英男 前橋市神明町三十四番地
石井伊三郎 確氷郡安中町大字安 中八百九十
五番地
飯野新太郎 同郡豊岡村大字上豊岡一番地
松井 虎吉 同郡同村大字下豊岡八百十二番
地
古岡彦次郎 高崎市末廣町五十三番地
平井道太郎 足利市通一丁目一番地
昭和二年五月十三日登記 高崎區裁判所

(111)合資會社設立
商號 合資會社太田商店
本店 安倍郡長田村用宗七百四十六番地
目的 金物販賣精米精麥其他商品販賣ヲ爲ス
設立年月日 昭和二年五月五日
代表社員ノ氏名 太田豊蔵
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金二千圓 無限 太田豊子 同所同番地
金一千圓 有限 太田はな 同所同番地
金一千圓 有限 後藤忠好 神奈川縣川崎市
田島町大島五百九十八番地
金五百圓 有限 岩崎善造 安倍郡長田村用
宗五百五十六番地
一存立時期 定款作成ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和二年五月十二日登記

(112)株式會社豊田商會變更(支店)
一昭和二年五月一日株主總會ノ決議ニ因リ小笠
郡塩之内町塩内番外八番地ノ支店ヲ廢止ス
右昭和二年五月九日登記

(113)合資會社設立
一商號 合資會社澤地商店
一本店 清水市江尻六百二十二番地
一目的 文房具小間物化粧品雜貨類ノ仕入販賣
其他之ニ附隨スル一切ノ事業
一設立年月日 昭和二年六月九日
一社員ノ出資責任及氏名住所
信用及仕器十四點 新品八十三點什器友商品價
格金一千三百圓 無限 澤見吉之助 清水市
金一千圓 有限 斎藤芳左衛門 同市同字五
百八十一番地
金一千圓 有限 鹿野勇平 同市八江三百四
十七番地
右昭和二年五月十四日登記
静岡區裁判所江尻出張所

(114)株式會社駿南銀行變更
監査役加藤果平ハ昭和二年五月十日辭任シ同日
方記ノ者馬場輪役ニ就任ス
加藤 果平 志太郡藤枝町 村宗高百六十六番地
多々良勝雄 志太郡相川村上新田六百四十三
番地
昭和二年五月十一日登記
静岡區裁判所静清出張所

(115)西遠無盡株式會社支店設置(支店)
昭和二年四月二十五日支店ヲ富士郡傳法村傳法
三四三三番地ノ二ニ設置シタルニヨリ左ノ登記
ヲ爲ス 一商號 西遠無盡株式會社 一本店清水
市組坂町百三十九番地 一支店 静岡市新通三丁
目十二番地 富士郡傳法村傳法三四三三番地ノ
二 株原郡相良町波津一七九九番地 一目的本會社
ハ無盡法ニ準據シ一定ノ會員ヲ募集シ掛金ヲ爲
サシメ之ニ所定ノ給付ヲナシ尚會員ニ限リ金錢
貸附ヲナス目的トス 一設立年月日 大正
五年三月二十二日 一資本總額 金二十万圓 一
一株金額金五十圓 一各株拂込額 總株四千株ノ
内一千株ハ金五十圓三千株ハ金四十圓 一公告
方法本店ノ店頭ニ掲示ス 一取締役ノ氏名住所
大久保道之 清水郡小島三郎 朝生吉磨 山
政藏 清松市之 宅清水郡小城町三百三十三番地 林支吉 磨山
郡掛塚町掛塚二百七十三番地 氣賀質子 治引佐
郡細江村貫布 綱口英次郎 宮名
郡北浜村貫布 綱千六十二番地 井上 圓一
住所佐野一二清松市由十町十八番地 井上圓一
同市十歳町十二番地 高津坪六 磨田郡二俣町
鹿塩三百八十九番地 一存立時期 設立登記ノ日
ヨリ滿五十箇年
右昭和二年五月七日登記

(116)丸富運送委托株式會社變更
昭和二年五月九日臨時株主總會ノ決議ニ基キ一株ニ
付金六圓二十五錢拂込終了シタルニ付各株拂
込金額ヲ左ノ通リ變更ス
一各株ニ付拂込ミタル株金額 金十八圓七十五
錢

(117)丸富運送委托株式會社變更
昭和二年五月九日臨時株主總會ノ決議ニ依リ商
號ヲ左ノ通リ變更ス
一商號 富士合同運送株式會社
右昭和二年五月十日登記
富士原區裁判所

(118)宇田合名會社變更
一出資者ノ氏名住所 御室哲太郎 静岡縣磐田
郡佐久間村佐久間十九番地
右昭和二年五月十日登記
浜松區裁判所山名出張所

(119)太平洋砂礫工業合資會社解散
總社員ノ同意ニ因リ昭和二年五月八日解散ス
(120)太平洋砂礫工業合資會社清算
清算人ノ氏名住所 伊藤伊助 小笠郡佐倉村佐
倉二千十番地
右昭和二年五月十日登記
掛川區裁判所池新田出張所

(121)太平洋砂礫工業合資會社解散
一昭和二年六月八日總社員ノ同意ニ因リ解散ス
右昭和二年五月十三日登記
掛川區裁判所相良出張所

(122)百觀音自働車運輸株式會社(追加變更)
一昭和二年四月三日株主總會ニ於テ定款ヲ變更
シ取締役及監査役各一名追加増員左記ノ者當
選就任ス
取締役ノ氏名住所 坂本新作 北巨摩郡駒井
村二千五百二十一番地 赤本高秋 北巨摩郡韮崎
町四百十四番地
右昭和二年五月十一日登記
甲府區裁判所若神子出張所

(123)株式會社矢嶋商店變更
監査役秋山要之助井上慈郎ハ昭和二年五月十一
日重任ス
昭和二年五月十二日登記 瑞澤區裁判所

(124)株式會社徐富委託商會變更
一昭和二年四月二十九日取締役白田金作通川正
櫻本鶴任 同縣同郡浦川村浦川五十三番地
平賀喜重 同縣同郡佐久間村中部百四十

昭和二年四月十日登記ス

❸ 株式會社小松原商店解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

❹ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

❺ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

❻ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

❼ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

❽ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

❾ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

❿ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

⓫ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

⓬ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

⓭ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

⓮ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

⓯ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

⓰ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

⓱ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

⓲ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

⓳ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

⓴ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉑ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉒ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉓ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉔ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉕ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉖ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉗ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉘ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉙ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉚ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉛ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉜ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉝ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉞ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㉟ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊱ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊲ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊳ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊴ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊵ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊶ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊷ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊸ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊹ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊺ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊻ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊼ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊽ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊾ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

㊿ 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(51) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(52) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(53) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(54) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(55) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(56) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(57) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(58) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(59) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(60) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(61) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(62) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(63) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(64) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(65) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(66) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(67) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(68) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(69) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

(70) 株式會社今井商會解散ニ付キ其ノ清算人ニ就キ昭和二年四月十日登記ス

◎合資會社設立
商號 合資會社三宅商店
本店 京都市上京區寺町 三條上ル天性寺前町五百三十三番地
目的 羅紗織類及ビ卸工器物ノ販賣
設立ノ年月日 昭和二年四月七日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
勞務信用 無限 三宅晴市郎 同市上京區寺
金五千圓 同 三宅茂三 京都市下京區五條通新町西入西錺屋町二十九番地 同市上京區寺
金一千圓 佐竹善作 同市下京區五條通新町西入西錺屋町二十九番地
存立時期 設立ノ日ヨリ向フ二十箇年間
◎株式會社大同洋紙店(支店)變更
昭和二年四月一日取締役澤本彌平ノ住所ハ稱呼變更ニ依リ左ノ通リ變更ス
大阪府豐能郡豊中町大字櫻塚十四百七十二番地
◎株瀬合名會社變更
昭和二年三月三十一日代表社員タル 社員吉澤弥三郎ハ持分ヲ左各ニ讓渡シ退社ト下京區寺町通蛸薬師下ル因幡寺前町二百八十二番地村瀬末次郎ハ吉澤淵三郎ヨリ金一万圓ヲ譲受ケ入社ス
同日社員村瀬きくもハ持分全部ヲ立岡きせニ譲渡シ退社ト京區八條西新屋敷町十一番地立岡きせハ右吉澤淵三郎ヨリ金二万圓村瀬きくもヨリ金七千圓譲受ケ入社
同日社員村瀬末次郎ハ代表社員ニ就任ス
右昭和二年四月七日登記
◎千代田火災保険株式会社(支店)變更
昭和二年四月三日大阪市東區高麗橋三丁目二十八番地ノ支店ヲ大阪市東區今橋二丁目十九番五ニ移轉ス
◎株式會社藤田銀行(支店)變更
大阪市東淀川區南滝町二百三十一番地ノ四二百三十一番地ノ五ノ支店ヲ昭和二年四月一日左ノ如ク稱呼變更ス
大阪市東淀川區豊崎西通一丁目十一番地五十七番地
◎丸善株式會社(支店)變更
昭和二年四月一日取締役山崎信與ハ其住所ヲ左ノ地ヘ變更ス
東京府豊多摩郡渋谷町大字中渋谷四百二十五番地
◎日本共立生命保險株式會社變更
取締役藤井善助ハ昭和二年四月七日其住所ヲ左ノ地ニ移轉ス
滋賀縣神崎郡北五個莊村大字宮莊七百四十一番地
◎帝國火災保險株式會社(支店)變更
昭和二年三月三十一日監査役山本忠秀内山松世右昭和二年四月八日發記

◎合資會社設立
商號 合資會社田村商店
本店 京都市上京區小川通二條上ル樋屋町六百十七番地
目的 半樟ノ卸賣及之ニ附帯スル一切ノ行爲
設立ノ年月日 昭和二年四月七日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格ノ評價ノ標準及責任
金一万圓也 無限責任 田村勝一 京都市上京區小川通二條上ル樋屋町六百十七番地
金一万五千圓也 無限責任 村山彌兵衛 同市下京區五條通烏丸東入松屋町四百十五番地
金五千圓也 有限責任 田村ミツ 京都市上京區小川通二條上ル樋屋町六百十七番地
金五千圓也 有限責任 田村のぶ 同所
金二千五百圓也 有限責任 林久吉 同所
金二千五百圓也 有限責任 泉田英三 同所
存立ノ時期 設立ノ日ヨリ滿十箇年
◎大阪一圓タクシー株式會社支店廢止
京都市下京區烏丸通四條上ル等町六百八十四番地
右昭和二年四月九日登記
◎八千代生命保險株式會社(支店)變更
昭和二年三月二十五日支店ヲ 京都市下京區西ノ京小倉町二十二番地ノ二設置ス
◎株式會社島津製作所
昭和二年四月七日取締役藤井善助ハ其住所ヲ左ノ地ニ移轉ス
滋賀縣神崎郡北五個莊村大字宮莊七百四十一番地
◎合資會社松山商店解散
昭和二年四月八日社員ノ同意ニ依リ解散ス
◎ワンプライス合資會社解散
昭和二年三月二十八日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
◎合資會社香水商店解散
昭和二年三月三十一日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
同日左ノ者滿穆人ニ選任ス
香水耕三 下京區大宮通綾小路下ル綾大宮町五十番地
◎株式會社名古屋貯蓄銀行(支店)變更
昭和二年四月一日名古屋市中區錦町三丁目三番地ノ支店ヲ名古屋市東區蒲焼町四丁目七番地ヘ移轉ス
◎株式會社安田貯蓄銀行(支店)變更
神戸市元町通一丁目十三番地ノ一
太正十三年十二月一日神戸市兵庫縣橘樹郡川崎町鈔子百八番地ノ支店ヲ橘溜市鶴見町八百八十一番地ト變更ス
昭和二年四月一日神奈川縣橘樹郡鶴見町鶴見字豊岡八百八十一番地ノ支店ヲ橘溜市鶴見町八百
同日取締役小河原秀雄ノ住所ヲ東京府荏原郡碑衾町太字碑文谷字四百六十九番地ノ一ト變更ス
◎新道巡査株式會社(支店)變更
昭和二年三月二十三日取締役齋木梅太郎並監査役付内黄吉ハ共權退任ス
◎明治勧業株式會社變更
昭和二年三月二十八日代表取締役坪内鶴吉ハ代表取締役ヲ辞任ス
昭和二年四月十一日登記
◎合資會社設立
商號 合資會社橋本工務店
本店 京都市下京區東九條山王町三十一番地
目的 一土木建築請負業 二右ニ附帯スル材料ノ販賣其ノ他一切ノ業務
設立ノ年月日 昭和二年四月一日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及ビ責任
勞務 無限責任 橋本徳治之助 京都市下京區東九條山王町三十一番地
勞務 無限責任 橋本眞三郎 同所
金一千圓 有限責任 橋本正三 同所
金三千圓 有限責任 宇佐美寛 京都府紀伊郡深草町字直違橋四丁目三百六十四番地
金二千圓 有限責任 宇佐美衛 京都市下京區西ノ京池ノ内町二十四番地
◎合資會社國洋瓦斯店變更
昭和二年四月一日無限責任 園田来吉ハ出資金ヲ金四千圓ト變更ス
同日左ノ者入社ス
金二千圓 有限責任 林田甚之助 京都市上京區西之本木通丸太町上ル鳥丸町 五十七番地
◎京都染織株式會社解散
昭和二年四月八日臨時株主總會ノ決議ニ依リ解散
◎國際運送株式會社(支店)變更
昭和二年四月三日神戸市桜町通三丁目二十一番地ノ一ノ支店ヲ神戸市北長狭通四丁目一番地ト變更ス
◎大付合名會社變更
昭和二年三月八日社員 山中長重郎ハ死亡ニ依リ退社昭和二年四月八日左ノ者入社ス
金五千圓也 山中秀太郎 京都市下京區門屋町通五條下ル上人町四百三十番地
◎合名會社設立
商號 合名會社黒田善助商店
本店 京都市下京區南菖蒲通二條下ル金吹町四百七十四番地
設立年月日 昭和二年三月三十一日

◎合資會社設立
商號 合資會社田村商店
本店 京都市上京區小川通二條上ル樋屋町六百十七番地
目的 半樟ノ卸賣及之ニ附帯スル一切ノ行爲
設立ノ年月日 昭和二年四月七日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格ノ評價ノ標準及責任
金一万圓也 無限責任 田村勝一 京都市上京區小川通二條上ル樋屋町六百十七番地
金一万五千圓也 無限責任 村山彌兵衛 同市下京區五條通烏丸東入松屋町四百十五番地
金五千圓也 有限責任 田村ミツ 京都市上京區小川通二條上ル樋屋町六百十七番地
金五千圓也 有限責任 田村のぶ 同所
金二千五百圓也 有限責任 林久吉 同所
金二千五百圓也 有限責任 泉田英三 同所
存立ノ時期 設立ノ日ヨリ滿十箇年
◎大阪一圓タクシー株式會社支店廢止
京都市下京區烏丸通四條上ル等町六百八十四番地
右昭和二年四月九日登記
◎八千代生命保險株式會社(支店)變更
昭和二年三月二十五日支店ヲ 京都市下京區西ノ京小倉町二十二番地ノ二設置ス
◎株式會社島津製作所
昭和二年四月七日取締役藤井善助ハ其住所ヲ左ノ地ニ移轉ス
滋賀縣神崎郡北五個莊村大字宮莊七百四十一番地
◎合資會社松山商店解散
昭和二年四月八日社員ノ同意ニ依リ解散ス
◎ワンプライス合資會社解散
昭和二年三月二十八日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
◎合資會社香水商店解散
昭和二年三月三十一日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
同日左ノ者滿穆人ニ選任ス
香水耕三 下京區大宮通綾小路下ル綾大宮町五十番地
◎株式會社名古屋貯蓄銀行(支店)變更
昭和二年四月一日名古屋市中區錦町三丁目三番地ノ支店ヲ名古屋市東區蒲焼町四丁目七番地ヘ移轉ス
◎株式會社安田貯蓄銀行(支店)變更
神戸市元町通一丁目十三番地ノ一
太正十三年十二月一日神戸市兵庫縣橘樹郡川崎町鈔子百八番地ノ支店ヲ橘溜市鶴見町八百八十一番地ト變更ス
昭和二年四月一日神奈川縣橘樹郡鶴見町鶴見字豊岡八百八十一番地ノ支店ヲ橘溜市鶴見町八百
同日取締役小河原秀雄ノ住所ヲ東京府荏原郡碑衾町太字碑文谷字四百六十九番地ノ一ト變更ス
◎新道巡査株式會社(支店)變更
昭和二年三月二十三日取締役齋木梅太郎並監査役付内黄吉ハ共權退任ス
◎明治勧業株式會社變更
昭和二年三月二十八日代表取締役坪内鶴吉ハ代表取締役ヲ辞任ス
昭和二年四月十一日登記
◎合資會社設立
商號 合資會社橋本工務店
本店 京都市下京區東九條山王町三十一番地
目的 一土木建築請負業 二右ニ附帯スル材料ノ販賣其ノ他一切ノ業務
設立ノ年月日 昭和二年四月一日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及ビ責任
勞務 無限責任 橋本徳治之助 京都市下京區東九條山王町三十一番地
勞務 無限責任 橋本眞三郎 同所
金一千圓 有限責任 橋本正三 同所
金三千圓 有限責任 宇佐美寛 京都府紀伊郡深草町字直違橋四丁目三百六十四番地
金二千圓 有限責任 宇佐美衛 京都市下京區西ノ京池ノ内町二十四番地
◎合資會社國洋瓦斯店變更
昭和二年四月一日無限責任 園田来吉ハ出資金ヲ金四千圓ト變更ス
同日左ノ者入社ス
金二千圓 有限責任 林田甚之助 京都市上京區西之本木通丸太町上ル鳥丸町 五十七番地
◎京都染織株式會社解散
昭和二年四月八日臨時株主總會ノ決議ニ依リ解散
◎國際運送株式會社(支店)變更
昭和二年四月三日神戸市桜町通三丁目二十一番地ノ一ノ支店ヲ神戸市北長狭通四丁目一番地ト變更ス
◎大付合名會社變更
昭和二年三月八日社員 山中長重郎ハ死亡ニ依リ退社昭和二年四月八日左ノ者入社ス
金五千圓也 山中秀太郎 京都市下京區門屋町通五條下ル上人町四百三十番地
◎合名會社設立
商號 合名會社黒田善助商店
本店 京都市下京區南菖蒲通二條下ル金吹町四百七十四番地
設立年月日 昭和二年三月三十一日

◎合資會社設立
商號 合資會社田中商店
本店 京都市上京區小川通二條上ル樋屋町六百十七番地
目的 半樟ノ卸賣及之ニ附帯スル一切ノ行爲
設立ノ年月日 昭和二年四月七日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格ノ評價ノ標準及責任
金一万圓也 無限責任 京都市上京區小川通二條上ル樋屋町六百十七番地
金一万五千圓也 無限責任 村山彌兵衛 同市下京區五條通烏丸東入松屋町四百十五番地
金五千圓也 有限責任 田村ミツ 京都市上京區小川通二條上ル樋屋町六百十七番地
金五千圓也 有限責任 田村のぶ 同所
金二千五百圓也 有限責任 林久吉 同所
金二千五百圓也 有限責任 泉田英三 同所
存立ノ時期 設立ノ日ヨリ滿十箇年
◎大阪一圓タクシー株式會社支店廢止
京都市下京區烏丸通四條上ル等町六百八十四番地
右昭和二年四月九日登記
◎八千代生命保險株式會社(支店)變更
昭和二年三月二十五日支店ヲ 京都市下京區西ノ京小倉町二十二番地ノ二設置ス
◎株式會社島津製作所
昭和二年四月七日取締役藤井善助ハ其住所ヲ左ノ地ニ移轉ス
滋賀縣神崎郡北五個莊村大字宮莊七百四十一番地
◎合資會社松山商店解散
昭和二年四月八日社員ノ同意ニ依リ解散ス
◎ワンプライス合資會社解散
昭和二年三月二十八日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
◎合資會社香水商店解散
昭和二年三月三十一日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
同日左ノ者滿穆人ニ選任ス
香水耕三 下京區大宮通綾小路下ル綾大宮町五十番地
◎株式會社名古屋貯蓄銀行(支店)變更
昭和二年四月一日名古屋市中區錦町三丁目三番地ノ支店ヲ名古屋市東區蒲焼町四丁目七番地ヘ移轉ス
◎株式會社安田貯蓄銀行(支店)變更
神戸市元町通一丁目十三番地ノ一
太正十三年十二月一日神戸市兵庫縣橘樹郡川崎町鈔子百八番地ノ支店ヲ橘溜市鶴見町八百八十一番地ト變更ス
昭和二年四月一日神奈川縣橘樹郡鶴見町鶴見字豊岡八百八十一番地ノ支店ヲ橘溜市鶴見町八百
同日取締役小河原秀雄ノ住所ヲ東京府荏原郡碑衾町太字碑文谷字四百六十九番地ノ一ト變更ス
◎新道巡査株式會社(支店)變更
昭和二年三月二十三日取締役齋木梅太郎並監査役付内黄吉ハ共權退任ス
◎明治勧業株式會社變更
昭和二年三月二十八日代表取締役坪内鶴吉ハ代表取締役ヲ辞任ス
昭和二年四月十一日登記
◎合資會社設立
商號 合資會社橋本工務店
本店 京都市下京區東九條山王町三十一番地
目的 一土木建築請負業 二右ニ附帯スル材料ノ販賣其ノ他一切ノ業務
設立ノ年月日 昭和二年四月一日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及ビ責任
勞務 無限責任 橋本徳治之助 京都市下京區東九條山王町三十一番地
勞務 無限責任 橋本眞三郎 同所
金一千圓 有限責任 橋本正三 同所
金三千圓 有限責任 宇佐美寛 京都府紀伊郡深草町字直違橋四丁目三百六十四番地
金二千圓 有限責任 宇佐美衛 京都市下京區西ノ京池ノ内町二十四番地
◎合資會社國洋瓦斯店變更
昭和二年四月一日無限責任 園田来吉ハ出資金ヲ金四千圓ト變更ス
同日左ノ者入社ス
金二千圓 有限責任 林田甚之助 京都市上京區西之本木通丸太町上ル鳥丸町 五十七番地
◎京都染織株式會社解散
昭和二年四月八日臨時株主總會ノ決議ニ依リ解散
◎國際運送株式會社(支店)變更
昭和二年四月三日神戸市桜町通三丁目二十一番地ノ一ノ支店ヲ神戸市北長狭通四丁目一番地ト變更ス
◎大付合名會社變更
昭和二年三月八日社員 山中長重郎ハ死亡ニ依リ退社昭和二年四月八日左ノ者入社ス
金五千圓也 山中秀太郎 京都市下京區門屋町通五條下ル上人町四百三十番地
◎合名會社設立
商號 合名會社黒田善助商店
本店 京都市下京區南菖蒲通二條下ル金吹町四百七十四番地
設立年月日 昭和二年三月三十一日

勞務 無限 梅原喜三郎 京都市下京區精町通五條下ル鶴町一丁目四百八番地
金一千圓 有限 梅原マス 同所
金二千圓 有限 林英雄 同市同區小川通三條下ル猿ヶ町三百三十七番地
存立期間 滿三十箇年間
◎北野織物株式會社變更
昭和二年三月三十一日監査役北尾直樹ハ滿期重任ス
◎合資會社設立
商號 豊島織物合資會社
本店 京都市下京區油小路通九條下ル鳥町五十三番地
目的 豊住式新案識造發梨織販賣
設立ノ年月日 昭和二年四月十三日
社員ノ住所氏名出資ノ種類價格及責任
金一千圓 無限 森島常太郎 京都市下京區新町通花屋町下ル東若松町八百三十一番地
金一千圓 有限 森野常弥 同市同區上八條
金一千圓 有限 國米弥右衛門 同市同區花屋町通油小路東入西若松町三百四十七番地
勞務 無限 豊住宅太郎 同市同區油小路通九條下ル鳥町五十三番地
代表社員ノ氏名 森島常太郎
存立期間 設立ノ日ヨリ向フ滿二十箇年間
右昭和二年四月十五日登記 京都區裁判所
◎株式會社設立
商號 稲荷自動車株式會社
本店 京都府紀伊郡深草町字稲荷御前八十二番地
目的 自動車ノ賃貸又ハ旅客荷物ノ運搬業
設立年月日 昭和二年三月二十三日
資本總額 金二万二千圓
一株金額 金二十圓
各株拂込額 金二十圓
公告方法 本店ノ頸ニ掲載
取締役氏名住所 紀伊郡深草町字直違橋北一丁目四百七十番地 同所九番地
青山 自動車ノ賃貸又ハ旅客荷物ノ運搬業
四百七十番地 同所九番地
吉田龍太郎 同郡同町大字深草小字梅樂寺三十一番地
小西龍次郎 同郡同町大字深草小字梅樂寺三十一番地
岡本幸次郎 同郡同町荷前山官有地
大石和三郎 同郡同町字稲荷御前八十二番地
代表取締役氏名 青山和造
監査役氏名住所 同所八十二番地
金二万五千圓 有限 梅原喜三郎
金一千圓 有限 梅原マス
金一千圓 有限 林英雄
金一千圓 有限 森野常弥
金一千圓 有限 國米弥右衛門
金一千圓 有限 森島常太郎
金一千圓 有限 豊住宅太郎
金一千圓 有限 青山和造
金一千圓 有限 吉田龍太郎
金一千圓 有限 小西龍次郎
金一千圓 有限 岡本幸次郎
金一千圓 有限 大石和三郎
◎合資會社移轉
昭和二年五月五日本店ヲ若松市本町二丁目七十八番地ニ移轉シタルニ因リ左ノ登記ヲ爲ス
商號 井上鶴業合資會社
目的 加佐郡新舞鶴町字溝二百七十七番地
石炭金銀鑛其他鑛物ノ採取製煉並ニ販賣及之ニ附随スル信務ノ負擔行爲 以外ノ一切
設立年月日 明治四十二年三月二十四日
社員ノ氏名住所出資及責任
金二万五千圓 無限 井上正雄 若松市本町二丁目百七十八番地
金二万五千圓 有限 井上信雄 京都市本町
右昭和二年五月二十日登記
◎株式會社設立
商號 株式會社三銀行
本店 京都府紀伊郡深草町字稲荷御前八十二番地
目的 一銀行業務 二附帯スル一切ノ業務
設立ノ年月日 昭和二年六月一日
資本總額 金三千五百万圓
一株金額 金五十圓
各株拂込額 金二十圓
公告方法 本店ノ頸ニ掲載
取締役氏名住所 紀伊郡深草町字直違橋北一丁目
青山 自動車ノ賃貸又ハ旅客荷物ノ運搬業
四百七十番地 同所九番地
吉田龍太郎 同郡同町大字深草小字梅樂寺三十一番地
小西龍次郎 同郡同町荷前山官有地
大石和三郎 同郡同町字稲荷御前八十二番地
代表取締役氏名 青山和造
監査役氏名住所 同所八十二番地
金二万五千圓 有限 梅原喜三郎
金一千圓 有限 梅原マス
金一千圓 有限 林英雄
金一千圓 有限 森野常弥
金一千圓 有限 國米弥右衛門
金一千圓 有限 森島常太郎
金一千圓 有限 豊住宅太郎
金一千圓 有限 青山和造
金一千圓 有限 吉田龍太郎
金一千圓 有限 小西龍次郎
金一千圓 有限 岡本幸次郎
金一千圓 有限 大石和三郎
◎株式會社移轉
昭和二年五月五日本店ヲ若松市本町二丁目七十八番地ニ移轉シタルニ因リ左ノ登記ヲ爲ス
商號 井上鶴業合資會社
目的 加佐郡新舞鶴町字溝二百七十七番地
石炭金銀鑛其他鑛物ノ採取製煉並ニ販賣及之ニ附随スル信務ノ負擔行爲 以外ノ一切
設立年月日 明治四十二年三月二十四日
社員ノ氏名住所出資及責任
金二万五千圓 無限 井上正雄 若松市本町二丁目百七十八番地
金二万五千圓 有限 井上信雄 京都市本町
右昭和二年五月二十日登記
◎株式會社設立
商號 株式會社三銀行
本店 京都府紀伊郡深草町字稲荷御前八十二番地
目的 一銀行業務 二附帯スル一切ノ業務
設立ノ年月日 昭和二年六月一日
資本總額 金三千五百万圓
一株金額 金五十圓
各株拂込額 金二十圓
公告方法 本店ノ頸ニ掲載
取締役氏名住所 紀伊郡深草町字直違橋北一丁目
青山 自動車ノ賃貸又ハ旅客荷物ノ運搬業
四百七十番地 同所九番地
吉田龍太郎 同郡同町大字深草小字梅樂寺三十一番地
小西龍次郎 同郡同町荷前山官有地
大石和三郎 同郡同町字稲荷御前八十二番地
代表取締役氏名 青山和造
監査役氏名住所 同所八十二番地
金二万五千圓 有限 梅原喜三郎
金一千圓 有限 梅原マス
金一千圓 有限 林英雄
金一千圓 有限 森野常弥
金一千圓 有限 國米弥右衛門
金一千圓 有限 森島常太郎
金一千圓 有限 豊住宅太郎
金一千圓 有限 青山和造
金一千圓 有限 吉田龍太郎
金一千圓 有限 小西龍次郎
金一千圓 有限 岡本幸次郎
金一千圓 有限 大石和三郎
◎合資會社設立
商號 合資會社黒田善助
本店 京都市上京區南菖蒲通二條下ル金吹町四百七十四番地
目的 織物類ノ賣買及加工並ニ之ニ附隨スル一切ノ業務
設立ノ年月日 昭和二年三月三十一日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金一万五千圓 無限責任 黒田善助 京都市上京區南菖蒲通二條下ル金吹町四百七十四番地
金一万五千圓 無限責任 黒田英一郎 京都府葛野郡梅宮村大字御室小字髮町十八番地
金五千圓 黒田健二郎 同所
金一千圓 三浦虎蔵 京都市下京區醒稲下高松町四番地
◎合資會社大宮自動車商會變更
昭和二年四月一日無限責任社員尼立熊次ハ金一万五千圓ヲ出資シテ勞務ヲ廢止ス
右昭和二年四月十二日登記
◎京都カルタ製造合資會社解散
昭和二年四月一日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
◎株式會社日本勧業銀行(支店)社債發行
第九回號
社債ノ總額 金三十九万五千圓
各社債ノ金額 金一万圓及一千圓
社債ノ利率 一箇年四分八厘
社債償還ノ方法及期限
昭和五年三月三十一日迄 据置キ其以降十七箇年以内ニ於テ毎年二回(三月九月)抽籤ヲ爲シ毎回元金一万千圓以上ノ償還ヲ爲シ
昭和二十二年四月一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依リ貸付金償還高ノ前記金額ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還スルモノトス尚貸入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ノ方法ニ依リ臨時ニ償還スルコトアルヘシ 利子及當籤債權ノ元金ハ毎年四月一日十月一日ノ二回ニ支拂フ但シ臨時償還ノ場合ニ於テハ支拂期始ノ當日迄日割
利子ハ其都度之ヲ定メ利子ハ支拂期始ノ當日迄日割ヲ以テ計算スルモノトス
各社債ニ付拂込ミタル金額 金額
◎京阪元山合資會社解散
昭和二年三月三十一日總社員ノ同意ニヨリ解散ス
同日左ノ者清算人ニ就任ス
松田秀知 京都市下京區西ノ京北聖町六十六番地
伊東金八 同市同區八條東馬場町二十六番地
米澤義吉 同市同區三哲通猫薮西入坊門中之町七十五番地
右昭和二年四月十三日登記
◎商號タテマキヤ
使用者井林農次郎家督相續人京都市上京區寺之内通浄福寺西入北西熊町二百八十四番地
井林專太郎ハ昭和二年三月十九日繼承ス
◎妻登記
妻ノ氏名住所 島本トメ 京都市下京區御幸町通錦小路上ル船屋町三百九十九番地
◎資業株式會社解散
資業ノ種類 ネル商
資業ノ所 京都市上京區千本通徒屋町三丁目六百四十三番地 同市同區西堀川通下長者町上ル奈良物町四百七十八番地
◎京都染物株式會社變更
昭和二年二月二十四日監査役井上尋助死亡ス
右昭和二年二月二十四日登記
◎合資會社設立
商號 梅原商事合資會社
本店 京都市下京區猪熊町通五條下ル精町一丁目
目的 一鑛業 二各種金物資材並ニ之レニ附帯スル一切ノ資材
設立ノ年月日 昭和二年四月一日
社員ノ氏名住所及責任ノ有限無限出資種類及價格標準
金二万圓 有限 梅原喜三郎
金一千圓 有限 梅原マス
金一千圓 有限 林英雄
金一千圓 有限 森野常弥
金一千圓 有限 國米弥右衛門
金一千圓 有限 森島常太郎
金一千圓 有限 豊住宅太郎
金一千圓 有限 青山和造
金一千圓 有限 吉田龍太郎
金一千圓 有限 小西龍次郎
金一千圓 有限 岡本幸次郎
金一千圓 有限 大石和三郎
◎株式會社移轉
昭和二年五月五日本店ヲ若松市本町二丁目七十八番地ニ移轉シタルニ因リ左ノ登記ヲ爲ス
商號 井上鶴業合資會社
目的 加佐郡新舞鶴町字溝二百七十七番地
石炭金銀鑛其他鑛物ノ採取製煉並ニ販賣及之ニ附隨スル信務ノ負擔行爲 以外ノ一切
設立年月日 明治四十二年三月二十四日
社員ノ氏名住所出資及責任
金二万五千圓 無限 井上正雄 若松市本町二丁目百七十八番地
金二万五千圓 有限 井上信雄 京都市本町
右昭和二年五月二十日登記
◎株式會社移轉
昭和二年五月五日本店ヲ若松市本町二丁目七十八番地ニ移轉シタルニ因リ左ノ登記ヲ爲ス
商號 井上鶴業合資會社
目的 加佐郡新舞鶴町字溝二百七十七番地
石炭金銀鑛其他鑛物ノ採取製煉並ニ販賣及之ニ附隨スル信務ノ負擔行爲 以外ノ一切
設立年月日 明治四十二年三月二十四日
社員ノ氏名住所出資及責任
金二万五千圓 無限 井上正雄 若松市本町二丁目百七十八番地
金二万五千圓 有限 井上信雄 京都市本町
右昭和二年五月二十日登記
◎株式會社設立
商號 株式會社三銀行
本店 京都府紀伊郡深草町字稲荷御前八十二番地
目的 一銀行業務 二附帯スル一切ノ業務
設立ノ年月日 昭和二年六月一日
資本總額 金三千五百万圓
一株金額 金五十圓
各株拂込額 金二十圓
公告方法 本店ノ頸ニ掲載
取締役氏名住所 紀伊郡深草町字直違橋北一丁目
青山 自動車ノ賃貸又ハ旅客荷物ノ運搬業
四百七十番地 同所九番地
吉田龍太郎 同郡同町大字深草小字梅樂寺三十一番地
小西龍次郎 同郡同町荷前山官有地
大石和三郎 同郡同町字稲荷御前八十二番地
代表取締役氏名 青山和造
監査役氏名住所 同所八十二番地
金二万五千圓 有限 梅原喜三郎
金一千圓 有限 梅原マス
金一千圓 有限 林英雄
金一千圓 有限 森野常弥
金一千圓 有限 國米弥右衛門
金一千圓 有限 森島常太郎
金一千圓 有限 豊住宅太郎
金一千圓 有限 青山和造
金一千圓 有限 吉田龍太郎
金一千圓 有限 小西龍次郎
金一千圓 有限 岡本幸次郎
金一千圓 有限 大石和三郎
◎日本電力株式會社變更
一左記ノ者昭和二年四月二十七日 監査役ニ就任
白莊司芳之助 大阪市西區江戸堀下通三丁目十九番地
一取締役肥後八次 同所年五月一日 其住所ヲ兵庫縣武庫郡魚崎町字上今津二十一番地ニ移轉ス
◎大正ペイント株式會社變更
昭和二年四月二十七日退任シ同桑原武一郎ハ同日重任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
吉田金三郎 大阪市港區九條中通二丁目五百九十三番地
伊藤仙二 大阪市港區九條中通二丁目五百九十三番地
一取締役桑原幸次郎ハ同年五月一日其住所ヲ大阪市港區南境川町二丁目十八番地ニ移轉ス
◎東京乾式鍍金株式會社變更
一取締役能野與太郎ハ昭和二年五月一日其住所ヲ兵庫縣武庫郡精村道村打出字一本松二十二番地ニ移轉ス
◎株式會社第三銀行變更(支店)
一左記ノ者昭和二年五月十日 監査役ニ就任ス
長松篤業 東京市赤坂區青山南町五丁目八十番地
◎株式會社日本商科商店變更(支店)
一取締役笠木吉兵衛小島長良衛ハ昭和二年四月二十三日退任シ左記ノ者同日取締役ニ就任ス
笠木保三郎 東京市小石川區大門町九番地
一會社ヲ代表スヘキ取締役笠木吉兵衛ハ同日退任シ取締役高橋金十郎ハ同日會社ヲ代表スヘキ取締役ニ就任ス
一監査役笠木純一ハ同日退任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
高木為五郎 東京市小石川區 表町二十番地
◎樞密炭販賣株式會社變更(支店)
左記者昭和二年四月一日取締役ニ就任ス
中田金司 東京市芝區白金三光町八十五番地
一監査役橋本虎子郎ハ同日事任ス

第三種郵便物認可
官報 第一四九號 昭和二年六月二十九日(水曜日)
149

㊳株式會社三興染織店社債（支店）
一社債總額　金五百萬圓
一各社債金額　金一百圓金五百圓金一千圓金五千圓
一償還利率　年七分
一社債償還方法及期限　元金ハ昭和四年五月二日迄据置キ昭和十年五月二日迄ニ毎時償還スルモノトス但二組償還ハ抽籤ニ依ル
一各社債拂込金額　全額
㊴合資會社丸加織店變更
一大正十五年六月三十日存立時期ヲ左ノ如ク變更ス
存立時期　設立ノ日ヨリ滿三十箇年
㊵合資會社八幡商店解散
一總社員ノ同意ニ依リ昭和二年四月二十五日解散ス
一清算人ノ氏名住所
八幡良三郎　大阪市東區德井町一丁目三十一番地
㊶合資會社設立
一商號　合資會社前田製革所
一本店　大阪市浪速區榮町二丁目百三十番地
一目的　皮革ノ製造並ニ黄質ト之レニ伴フ附帯事業
一設立年月日　昭和二年五月一日
一社員ノ氏名住所出資及責任
勞務及信用　無限　前田良一　大阪市浪速區榮町二丁目百三十番地
勞務及信用　無限　同　平井桂一　同區敷津町三丁目十一番地
金一千五百圓　有限　合阪貫一　同町二十三番地
金二千圓　同　前田マサ　同區榮町二丁目百三十番地
金一千五百圓　同　井畑ミネ　同區榮町一丁目四十五番地
一存立時期　十箇年

㊷合名會社鹿島商店解散
一會社ノ同意ニ依リ昭和二年五月五日解散ス
㊸合資會社設立
一商號　合名會社友田任三商店
一本店　大阪市南區安堂寺橋通二丁目四十五番地
一目的　製造得其機械ノ製造販賣並ニ化粧品雑貨及橋子製造販賣右ニ附帯スル商品ノ委托販賣
一設立年月日　昭和二年五月五日
一社員ノ氏名住所及出資
金三千圓　友田任三　大阪市南區安堂寺橋通二丁目四十五番地
金五百圓　本間勇三郎　同市此花區上福島北一丁目十四番地
金五千圓　橋本調平　神戸市水木通一丁目二十八番地
一存立時期　五十箇年
㊹株式會社杉田與兵衛商店支店設置
一昭和二年五月五日支店ヲ左ノ地ニ設置セリ
大阪市西區北堀江通二丁目二十九番地
㊺株式會社肥後八六八商店變更
一取締役肥後八六八昭和二年五月一日其住所ヲ兵庫縣武庫郡魚崎町字上今津二十一番地ニ移轉ス
㊻銅山川電力株式會社變更
一監査役小長谷勝之助ハ昭和二年五月二日重任ス
㊼株式會社中島從商店變更
一監査役海田安太郎ハ昭和二年四月二十五日重任ス
㊽三交商事株式會社變更
一取締役大島市藏高田久右衛門野田喜七ハ昭和二年四月三十日重任ス
㊾大阪電氣分銅株式會社變更
一左記ノ者昭和二年四月二十八日取締役ニ就任ス
山口喜三郎　東京府荏原郡品川町二目五日市二百六十番地
一左記ノ者同日監査役ニ就任ス
長谷川鐵太郎　東京市赤坂區青山南町六丁目百十八番地
㊿尼崎伸銅株式會社變更
一左記ノ者昭和二年四月二十八日取締役ニ就任ス
茂野吉之助　東京府北豐島郡西巣鴨町池袋本村二百四十七番地
(51)大東物産株式會社變更
一取締役依藤哲ハ昭和二年五月一日其住所ヲ兵庫縣武庫郡住吉村字室ノ内二百八十一番地ノ一ニ移轉ス
一監査役三竹勝造ハ同月五日重任ス

(52)合資會社三商會社變更
一會社ノ同意ニ依リ昭和二年五月五日解散ス
(53)合資會社設立
一商號　合名會社友田任三商店
一本店　大阪市南區安堂寺橋通二丁目四十五番地
一目的　製造得其機械ノ製造販賣並ニ化粧品雑貨及橋子製造販賣右ニ附帯スル商品ノ委托販賣
一設立年月日　昭和二年五月五日
一社員ノ氏名住所及出資
金三千圓　友田任三　大阪市南區安堂寺橋通二丁目四十五番地
金五百圓　本間勇三郎　同市此花區上福島北一丁目十四番地
金五千圓　橋本調平　神戸市水木通一丁目二十八番地
一存立時期　五十箇年
(54)株式會社杉田與兵衛商店支店設置
一昭和二年五月五日支店ヲ左ノ地ニ設置セリ
大阪市西區北堀江通二丁目二十九番地
(55)株式會社肥後八六八昭和二年五月一日其住所ヲ兵庫縣武庫郡魚崎町字上今津二十一番地ニ移轉ス
(56)銅山川電力株式會社變更
一監査役小長谷勝之助ハ昭和二年五月二日重任ス
(57)株式會社中島從商店變更
一監査役海田安太郎ハ昭和二年四月二十五日重任ス
(58)三交商事株式會社變更
一取締役大島市藏高田久右衛門野田喜七ハ昭和二年四月三十日重任ス
(59)大阪電氣分銅株式會社變更
一左記ノ者昭和二年四月二十八日取締役ニ就任ス
山口喜三郎　東京府荏原郡品川町二目五日市二百六十番地
一左記ノ者同日監査役ニ就任ス
長谷川鐵太郎　東京市赤坂區青山南町六丁目百十八番地
(60)尼崎伸銅株式會社變更
一左記ノ者昭和二年四月二十八日取締役ニ就任ス
茂野吉之助　東京府北豐島郡西巣鴨町池袋本村二百四十七番地
(61)大東物産株式會社變更
一取締役依藤哲ハ昭和二年五月一日其住所ヲ兵庫縣武庫郡住吉村字室ノ内二百八十一番地ノ一ニ移轉ス
一監査役三竹勝造ハ同月五日重任ス

(62)合資會社鹿島商店解散
一會社ノ同意ニ依リ昭和二年五月五日解散ス
(63)合資會社設立
一商號　合名會社友田任三商店
一本店　大阪市南區安堂寺橋通二丁目四十五番地
一目的　製造得其機械ノ製造販賣並ニ化粧品雑貨及橋子製造販賣右ニ附帯スル商品ノ委托販賣
一設立年月日　昭和二年五月五日
一社員ノ氏名住所及出資
金三千圓　友田任三　大阪市南區安堂寺橋通二丁目四十五番地
金五百圓　本間勇三郎　同市此花區上福島北一丁目十四番地
金五千圓　橋本調平　神戸市水木通一丁目二十八番地
一存立時期　五十箇年
(64)株式會社杉田與兵衛商店支店設置
一昭和二年五月五日支店ヲ左ノ地ニ設置セリ
大阪市西區北堀江通二丁目二十九番地
昭和二年五月七日登記
(65)株式會社住友電線製造所變更
一取締役肥後八六八昭和二年五月一日其住所ヲ兵庫縣武庫郡魚崎町字上今津二十一番地ニ移轉ス
(66)銅山川電力株式會社變更
一監査役小長谷勝之助ハ昭和二年五月二日重任ス
(67)株式會社中島從商店變更
一監査役海田安太郎ハ昭和二年四月二十五日重任ス
(68)株式會社杉田與兵衛商店支店廢止
一昭和二年五月五日支店ヲ廢止セリ
(69)株式會社肥後八六八昭和二年五月一日其住所ヲ兵庫縣武庫郡魚崎町字上今津二十一番地ニ移轉ス
(70)銅山川電力株式會社變更
一監査役小長谷勝之助ハ昭和二年五月二日重任ス
(71)株式會社中島從商店變更
一監査役海田安太郎ハ昭和二年四月二十五日重任ス
(72)三交商事株式會社變更
一取締役大島市藏高田久右衛門野田喜七ハ昭和二年四月三十日重任ス
(73)大阪電氣分銅株式會社變更
一左記ノ者昭和二年四月二十八日取締役ニ就任ス
山口喜三郎　東京府荏原郡品川町二目五日市二百六十番地
一左記ノ者同日監査役ニ就任ス
長谷川鐵太郎　東京市赤坂區青山南町六丁目百十八番地
(74)尼崎伸銅株式會社變更
一左記ノ者昭和二年四月二十八日取締役ニ就任ス
茂野吉之助　東京府北豐島郡西巣鴨町池袋本村二百四十七番地
(75)大東物産株式會社變更
一取締役依藤哲ハ昭和二年五月一日其住所ヲ兵庫縣武庫郡住吉村字室ノ内二百八十一番地ノ一ニ移轉ス
一監査役三竹勝造ハ同月五日重任ス

(76)大阪煙草株式會社變更
一會社ノ代表ニハ取締役三浦英三郎廣瀬清兩野鼎今吉野鼎迄ハ昭和二年四月二十九日退任ス
一監査役小野三郎右高門ハ同日重任ス
(77)株式會社日本可鍛鋳鉄所變更
一左記ノ者昭和二年四月二十七日取締役ニ就任ス
木村義雄　大阪市東区上寺町四十三番地
(78)日本勧業銀行株式會社變更（支店）
一取締役筑紫一平ハ昭和二年五月四日其住所ヲ中京府住吉郡大蛸町大字上大蛸字中丸三百番地ニ移轉ス
一品川白煉瓦株式會社變更（支店）
一取締役西村直高中大平伊藤多兵衛ハ昭和二年四月二十八日重任ス
(79)株式會社第三銀行合併（支店）
一昭和二年四月三十日東京市日本橋區兜町五番地第三銀行株式會社ヲ合併シタルニ依リ左ノ登記ヲ爲ス
一增加資本總額　金五百万圓
一合併ヲ現年月日　昭和二年一月二十七日
一各新株拂込額　金十二圓五十錢
(80)瓦株式會社資本減少
一昭和二年四月二十五日資本減少ニ依リ資本總額ヲ左ノ如ク變更ス
資本總額　金十万圓
(81)株式會社盛田工業所資本減少
一昭和二年四月二十四日資本減少ニ依リ資本總額及各株拂込額ヲ左ノ如ク變更ス
資本總額　金三千圓
各株拂込額　金五十圓
(82)株式會社杉田與兵衛商店移轉
一昭和二年五月五日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
大阪市浪速區木津川町一丁目二十二番地
(83)株式會社貿國機械製作所清算
一昭和二年四月一日ヲ以テ清算結了
(84)合資會社丸小商店變更及移轉
一有限責任社員金谷貿三郎ハ昭和二年四月二十五日更正登記シタル監査役吉川三夫ノ就任ノ日ヲ昭和二年四月二十五日ト更正ス
(85)株式會社貿國機械製作所清算
一昭和二年四月一日ヲ以テ清算結了ス
(86)合資會社丸小商店變更及移轉
一有限責任社員金谷貿三郎ハ昭和二年四月二十五日更正登記シタル監査役吉川三夫ノ就任ノ日ヲ昭和二年四月二十五日ト更正ス
(87)株式會社貿國機械製作所清算
一昭和二年四月一日ヲ以テ清算結了ス
(88)合資會社丸小商店變更及移轉
一有限責任社員金谷貿三郎ハ昭和二年四月二十五日更正登記シタル監査役吉川三夫ノ就任ノ日ヲ昭和二年四月二十五日ト更正ス
(89)合資會社設立
一商號　合資會社柴田商店
一本店　大阪市北區梅ケ枝町二番地
一目的　錦紗品並ニ純毛絹品メリヤス雑貨類ノ賣買及仲介及ビ之レニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和二年五月二日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金五百圓　柴田治作　大阪市北區梅ケ枝町二番地
金五百圓　有限　長野卯之松　同市東淀川區
金五百圓　同　川端貞之助　京都市西洞院五條下ル小柳町五百十九番地
金一千圓　同　山田勝次郎　奥市松本通四丁目四番地
金一千圓　同　長谷川音松　滋賀縣伊香郡南
金五百圓　同　長谷川音松　滋賀縣伊香郡南
一存立時期　十箇年

(90)合資會社西橋組解散
一左記ノ者昭和二年五月一日入社ス
金二千圓　有限　辻本七郎　大阪市西區本田三番町二十二番地
(91)合資會社蝶野鋳業本店變更
一有限責任社員蝶野鋳造ハ昭和二年五月五日持分一部ヲ同義田鋳造ニ譲渡シ出資ヲ金五千圓ト變更シ譲受人義田鋳造ハ出資ヲ金五千圓ト變更ス
(92)合資會社設立
一商號　合資會社星野澤店
一本店　大阪市天王寺區西橋町百三十五番地
一目的　譲渡製品並ニ自轉車及其部分品ノ賣買其他之ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和二年五月一日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金三千圓　無限　野本房五郎　大阪市東區平野町四丁目五十八番地
金三千圓　無限　大阪市東區平野町四丁目五十八番地
金三千圓　同　星野好忠　同市西成區千本通四丁目八番地
金二千圓　有限　星野宗吉　同所
金二千圓　同　野本トクエ　同市東區平野町四丁目五十八番地
(93)合資會社設立
一商號　合資會社東興洋行
一本店　大阪市北區金屋町二丁目四十一番地
一目的　メリヤス類ノ製造販賣
一設立年月日　昭和二年五月一日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金三千圓　大阪市北區金屋町二丁目四十一番地　無限
金四千圓　同　上田仲蔵　同
金三千圓　有限　京都府熊野郡久美浜町三千三十三番地
金三千圓　同　神戸市兵庫板宿神撫町一丁目八番地
一存立時期　十箇年
(94)合資會社設立
一商號　合資會社柴田商店
一本店　大阪市北區梅ケ枝町二番地
一目的　錦紗品並ニ純毛絹品メリヤス雑貨類ノ賣買及仲介及ビ之レニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和二年五月二日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金五百圓　柴田治作　大阪市北區梅ケ枝町二番地
金五百圓　有限　長野卯之松　同市東淀川區
金五百圓　同　川端貞之助　京都市西洞院五條下ル小柳町五百十九番地
金一千圓　同　山田勝次郎　奥市松本通四丁目四番地
金一千圓　同　長谷川音松　滋賀縣伊香郡南富永村字森本百三十番地
金五百圓　同　長谷川音松　滋賀縣伊香郡南富永村字森本百三十番地
一存立時期　滿三十箇年

㊀ 準禁治産宣告

本籍東京市下谷區車坂町十五番地
住所同所十七番地　齊藤濟十郎
明治十五年七月十六日生
右ニ對シ東京市下谷區車坂町十七番地齊藤シヅノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和二年六月二十日準禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和二年六月二十日　東京區裁判所

本籍愛知縣碧海郡高田村大字桑山四百九十九番地　木村靜三
明治二十八年七月十一日生
右ニ對シ其妻木村けいノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和二年六月十五日準禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和二年六月二十一日　龍ケ崎區裁判所

本籍及住所　栃木縣河内郡羽黒村大字中里千六百九十七番地　亮
明治三十三年八月十九日生
右ニ對シ妻阿部トメノ申立ニ因リ昭和二年六月十八日禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和二年六月二十二日　宇都宮區裁判所

㊁ 準禁治産宣告取消

本籍住所富山縣東礪波郡庄下村大門八百八十三番地　準禁治産者　境信一
大正十一年十月十三日當區裁判所ノ宣告シタル準禁治産ハ境紋兵衛ノ申立ニ依リ之ヲ取消ス
昭和二年六月十三日　出町區裁判所

㊂ 公示催告

昭和二年（ヲ）第六十七號
東京市深川區新安宅町十二番地　中立人　鳥山藤吉
別紙表示ノ證券ニ付キ前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其所持人ハ昭和二年十二月十七日午前十時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ届出テ且ツ證券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出及ビ提出ヲ爲サザルニ於テハ其無效ヲ宣言スルコトアルヘシ
昭和二年六月十一日　東京區裁判所

（別紙）
目　錄
一小切手額面金百五十五圓四十七錢
一振出人　後與局東京第二出張所長　茂庭忠次郎
一受取人　鳥田藤吉
一名宛銀行　日本銀行
一振出日　昭和二年二月二十四日

昭和二年（ヲ）第六十八號
東京市深川區佐賀町一丁目十二番地　中立人　硯川南武
別紙表示ノ證券ニ付キ前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其所持人ハ昭和二年十二月十七日午前十時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ届出テ且ツ證券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出及ビ提出ヲ爲サザルニ於テハ其無效ヲ宣言スルコトアルヘシ
昭和二年六月十一日　東京區裁判所

（別紙）
目　錄
一近海郵船株式會社荷物受取證　一通
但大正十五年十月二十九日向會社基隆支店長松本晄吉發行四八次元明丸仕向六番艙出地扱人三泓發森永商造商種類烏龍茶荷數五十箇容積五一才運送賃ノ割合一噸八圓輸出地基隆荷送人三井物産倍格一箇金十圓前拂運送賃金十圓二十錢横濱ヨリ東京ニ至ル解送中ノ危險及費用ハ荷主負擔東京到着ノ上本船書引換ニ三井物産株式會社又ハ持參人ニ右運送品ヲ引渡スヘキ旨ノ記載アル倉庫證書

昭和二年（ヲ）第二八號
大阪府泉北郡東陶器村大字北六十番屋敷
別紙表示ノ債券ニ付キ前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其所持人ハ昭和二年十二月二十日午前十時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ届出テ且ツ債券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出及ビ提出ヲ爲サザルニ於テハ其無效ヲ宣言スルコトアルヘシ
昭和二年六月十六日　東京區裁判所

（別紙）
目　錄
一日本勧業銀行發行勧業債券（十圓券）　合計二十三通

種類	回號別	券面額	組別及ビ番號別
勧業	二十五	金十圓	第二〇九七號
同	同	同	第二九九〇號
同	同	同	第六五七一號
同	同	同	第七〇三四號
同	同	同	第七〇三五號
同	同	同	第一〇三七五號
同	同	同	第一三四二六號
同	同	同	第一六二二〇號
同	同	同	第二三五四九號
同	同	同	第二五七〇七號
同	同	同	第二七八四三號
同	同	同	第四四五六六號
同	同	同	第五八五〇九號
同	同	同	第六二六七二號
同	同	同	第六六三九三號
同	同	同	第七一一四號
同	同	同	第七六七五四號
同	同	同	第八六七五六號
同	同	同	第九六三二二號
同	同	同	第九六四〇一號
同	同	同	第九六五八〇八號
以上各昭和二年一月以降滿期札付			
同	同	同	第一五六〇九號
同	同	同	四の組

右昭和二年一月以降滿期札全部附

南證樂郡東鴻村大字大海字南田三十二番地
ノ一　中立人　舟久商店
右店主　戸田榮太郎
一貸物引替證券　第二二七七號
一品名　大豆粕
一箇數　七百三十六枚
一價額　金一千八百圓也
一證券發行者　名古屋上組株式會社
一出資者　實父郡下地字豊浜四十六番地　林屋商店

特文 149 号

一受取主　南設樂郡東海村大字大海字南田三十
六番地ノ一　外久商店
一到着驛及荷扱人　豊川鐵道長篠驛　南設樂郡東
郷村大字大海　丸星運送店
一證券發行年月日　昭和二年六月七日
一證券發行場所　名古屋港
一證券最終所持人　南設樂郡東郷村大字大海字
南田三十二番地ノ一　外久商店
右證券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲
シタルニヨリ所持人ハ昭和三年一月二十日午前
十時迄ニ當裁判所ニ其權利ヲ届出テ且其證券ヲ
提出スヘシ若右期日迄ニ届出及提出ヲ爲サザル
ニ於テハ其無效ヲ宣言スルコトアルヘシ
昭和二年六月十七日　新城區裁判所

當會社ハ昭和二年六月二十四日株主總會ニ於テ
株式ヲ合併シ其資本金額ヲ一百万圓ニ減少スル
コトヲ決議シタルニ因リ會社ノ債權者ニシテ異
議アル方ハ昭和二年八月一日迄ニ申出ラルヘシ
認ゼザル方ハ期間ニ異議ヲ述ヘザルトキハ之ヲ承
認シタルモノト看做サルヘシ
右公告ス
昭和二年六月二十五日　株式會社愛知物産組

異議申立公告
當銀行ニ於ケル昭和二年六月二十六日ノ臨時株
主總會ニ於テ株式會社坂出同盟銀行株式會社讃
岐銀行ヲ合併シ株式會社同盟銀行新立ノ件決議
候ニ付有右合併ニ關シ異議有之候ハヽ昭和二年
七月三十日迄ニ各債務銀行ニ御申出相成度此段
公告候也
昭和二年六月二十七日
香川縣綾歌郡坂出町千五百九十一番地
株式會社坂出同盟銀行
香川縣仲多度郡多度津町大字多度津　乙三百
四十六番地　株式會社讃岐銀行

◎除權判決

上海黃浦灘路第十六號
申立人　株式會社臺灣銀行上海支店
右代表者支配人　中島　正
別紙記載ノ證券ニ付キ申立人ノ申立ニ因リ公示
催告ヲ爲シタル處昭和二年五月八日午前十時ノ
期日迄ニ權利ヲ届出テ且證券ヲ提出スルモノナ
キヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ別紙記載券ノ無效ヲ
宣言ス
昭和二年六月九日　在上海日本帝國總領事館

（別紙）
證書ノ重要ナル表示
一證書ノ種類番號　紹荷證券第四七號
一證券ノ日付　大正十五年九月三十日
一運送品ノ種類箇數及記號　棉布、印、十五
箱

第拾七回決算報告

（自大正拾五年拾貳月壹日至昭和貳年五月參拾壹日）

貸借對照表

資產ノ部

土地	建設費	四七一四四〇〇〇・〇〇
建物		六六一二〇〇・〇〇
器具		一一三三六・一〇〇
受取手形		一六四〇〇〇〇・〇〇
未收入金		三八〇〇〇〇〇・〇〇
銀行預金		三三八三四〇〇〇・〇〇
振替貯金		三八〇〇〇〇・〇〇
假拂金		一八一二七九三九四
有價證券		三一五〇六四九三八八
竹材物品		六〇四四一四〇〇〇〇
現價證券		四一四〇〇〇〇〇
合計		六二四九一一八九九九九二

負債ノ部

株金	三三〇〇〇〇〇〇〇〇〇
法定準備金	四三五〇〇〇〇〇〇〇
社債	一五〇〇〇〇〇〇〇〇〇
借入金	一一四四〇〇〇〇〇〇〇
未拂金	九〇〇〇〇〇〇
預り金	一一三六一〇四六二〇
假受金	一六八二二八九〇七〇
	八〇八九九九〇
未拂配當金	八一八七七四三八二
前期繰越金	一一六〇〇七四一九三〇
當期利益金	一一六〇〇七四一九三〇
合計	六二四九一一八九九九九二

利益記當

利益配當（年八分）	一一六〇〇〇〇〇〇

右之通リニ候也
昭和貳年六月
取締役社長　若尾　璋八
常務取締役　岡巻　彌一
取締役　越山太刀三郎
同　藤田　謙一
同　中島滋太郎
同　本間　利雄
同　萩原　拳吉
同　野村　孝
追テ取締役武名補缺選擧ノ件ハ
太田清蔵氏佐野福一氏當選就任
シ監査役全員改選ノ件ハ野村孝
氏神戸德太郎氏無選為久氏中原
忠三郎氏生田清氏當選就任セリ

ウハプイパト器揚吸風除式正特許啓

鐵の家
國産の權威耐久絶大移動組立見る間に一ハンドル一本で若人も建築家
一屋根板と柱と一生子板
一骨組一坪

クルクル廻ル

便所排臭其他
型錄進呈
東京市本所區中ノ郷八軒町用
電話（代）一八二六）夜間用
電話（代）一六九）番
東京市本所區中ノ郷八軒町用
啓正特許品製作所
電話（代）一八二六）夜間用
電話（代）一六九）番
五七八八

鐵道省各局外事務所其他逓信省、陸軍省、内務省、東京、大阪市役所
柳使用先

五大特長
一、手を汚さず
二、赤黒何れも
三、パッドを使用せぬ
四、パッドの門より起る弊
五、永久に使用

◎注意　本製品の真偽は特に機械の性能を御指摘し故障を防ぎます
特許特許
特許特許
特許特許

政界を動かす一票の力

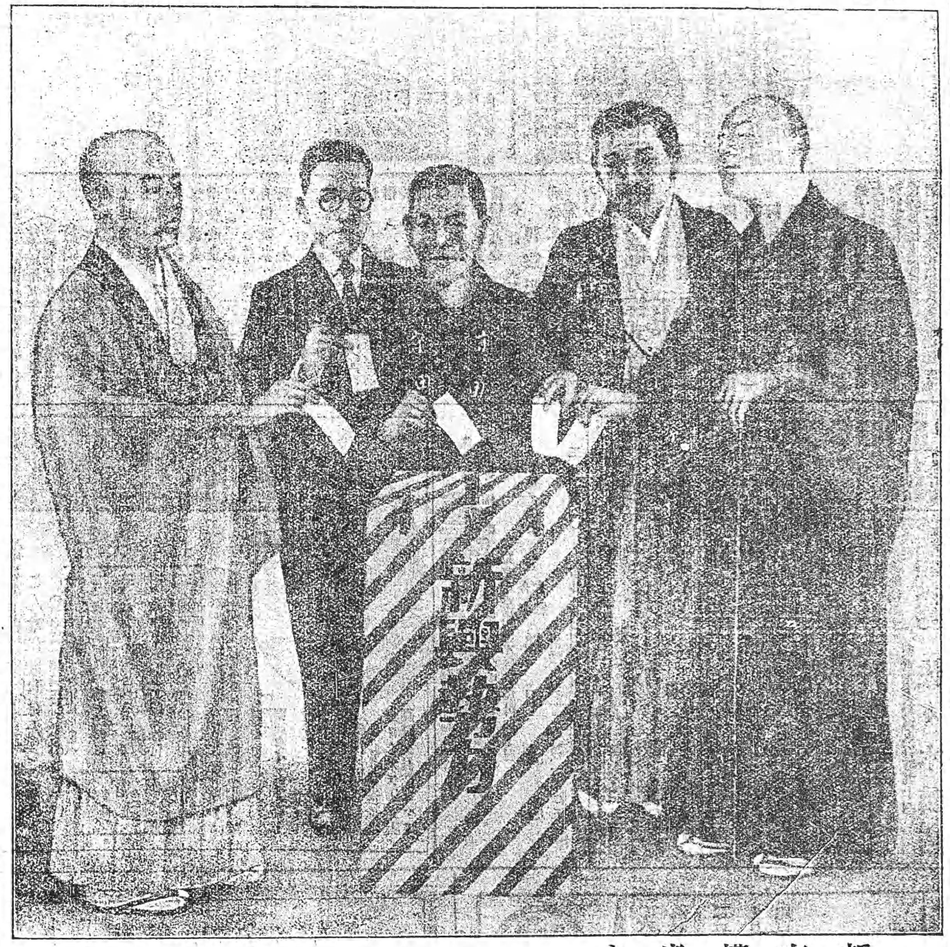

……新有權者よ

……準備は如何

第一回普選に直面して

普選映畫の先驅

帝國通信社指導

長島萬里　歸山敬正　合作

大陽キネマ社作

東京赤坂區新町三ノ四五（電話）青山六二九

一票の力

全三卷

本誌 定價（送料共）一ヶ月 九十五錢（內地及青島ト同盟ノ郵便物ヲ除ストル地域）一箇年 四十五錢（內地及青島ト同盟ノ郵便物ヲ除ストル地域）
廣告料 四號活字 一行 五拾錢 六號活字 一行 三十錢
一般廣告料 一頁六段組、一段六號五十五行、一行十四字詰 三十五錢 但六式製作
登所 東京市麹町區大手町 內閣印刷局 電話番號九ノ自三五一 振替貯金口座 東京一九〇〇

特 149 号

雜報 203

列國航空政策と航空兵備の概觀（その一）

海軍省

▼アメリカ　國民一般の航空熱のさかんなことは眞に驚くべきものである。卽ち世界第一の航空國となろうとすることの、希望がみなぎつていて、遂に海陸軍五箇年擴張計畫の提議となつて、議會の審議の末昨年六月下旬、陸軍のものは七月初め、何れも大統領の裁可を得て、航空兵備整頓の根本を確立して、將來これに向つて着々歩を進めることになつた。

海軍航空擴張計畫は一九二七年―三一年（會計年度であつて、一九二六年七月一日より一九三一年六月末日）の五年間に完成するのであつて、當初海軍當局の提案は一九三一年度末において、飛行機各種一、二四八機を常備するの案であつたが、決定されたものは一、〇〇〇機と改められた。これがために、この五箇年間一、六一四機を購入または製作し、また同年以後は毎年三三三機を補充して常々この常備機數を維持するのにある。

次に航空船は同じく五年計畫として、約六〇〇万立方ヒートの硬式大型二隻、小型金屬被覆航空船一隻を建造する計畫で、これは既に着手した樣子と察せられ、また大航空船の第一隻は近く起工の運びにいたること、想像される。

海軍の航空兵備は、經除航空部隊の擴張充實を第一とすることはもちろんのことで、戰闘、偵察、アヂヤの三編隊に、合計二十數箇中隊を配備する外、陸上部隊としては、ハワイおよび運河地帶の兩地に各數中隊およびサンデイーゴ、ハンプトンローヅ等に、いくらかの機を備えまたペンサコラに各種練習機を配する計畫であろうと思われ、また海兵團においては、現在は想定兵力の三分の一内外であるが、計畫としては各種機八隊の完成にある。固に一中隊は常用約十八機であるが、現在はそれまでに達していないようである。現在海軍用飛行機約一千、このうち戰闘に用い得られるもの、約四百機といわれ、航空船は硬式ロスアンゼルスの外に軟式一隻である。

一方陸軍航空擴張計畫は、一九二三年ランター委員會の提案なるものがあつて、これが現實は年來陸軍當局の希望とし、また目標としていたのであるが、それは十年計畫で平時飛行機二、五〇〇、航空船二〇、氣球三八を備え、戰時には飛行機八七五六、航空船二六、氣球一三四に增大し得しめる案である。この度の提案は、五年間に飛行機二、二〇〇、航空船一〇の整備であつたが、決定されたものは、飛行機一、八〇〇機として、航空船および氣球は教育に必要な數を保持することになつた。現在兵力は飛行機合計一、三〇〇餘機、航空船は半硬式一隻軟式二隻である。

アメリカ陸海軍の航空計畫は右のように根本の方針をたて、世界第一の大空軍國であるのを目標として着々整備の歩を進めている。かつまた海軍における豫備航空隊、陸軍における護國軍および編制豫備軍の如く、豫備航空の進展についても非常な注意を拂い、一方商業航空法の制定によつて、航空運輸の大發展を圖る等、軍事非軍事を問わないで、横力航空の擴張を策しつゝある。

▼イギリス　世人の知る通り、統一空軍であるが、これは大戰のおこつた後器材關係、またはこれが海陸軍の使用に關する點などに、各種の不利な問題の存在したのに對して、統一空軍の改編によつて、整頓を圖るのに急を要したので、大正七年以降獨立空軍の出現となつたのであつて、現在空軍は內地部隊と、海外部隊とあつて、內地部隊のうち本國々防軍として攻擊戰闘兩管區をおき、また特別遠征軍および補助空軍（共に爆擊）あり、その他陸軍協同海軍協同の兩部隊を有する。

かくて現在、海軍協同、海軍協同の兩部隊を有する。他海上にあるものと、陸上その他にあるものを合して、約十中隊（一中隊は平時用約十二機）その他各部隊のものを合して約六〇といわれ、現在現用機整備機合して、約二、〇〇〇機の程度と察せられる。また航空船は硬式二隻あり別に大航空船二隻建造中である。

イギリスの航空政策としては、フランスの航空軍を目標とし、これに劣らないものを整備するのにあることは、察しがたきにあらざるところであつて、議會その他で多くの人のよく論ずるところであるが、いわゆる『吾人の海岸より何時にても、これを襲擊し得る距離內にある最大の空軍に對して適切なる防護を行うだけの勢力を保持する』をもつて、防空方針の主原則とするものであつて、これがため本國防備の中隊を五十餘中隊とし、さらにその他のものも增勢を行い、一九三〇年三月末日までに、約八十五中隊として、第一線用約一千三四百機の整備を計畫している。

イギリスはまた航空兵力の充實上有效であつて、しかも同時に最も經濟的なことを考慮して、一方擴張を容易ならせる原則として、特別豫備軍および補助空軍を構成する方針をもつて、既に編成のものは、ロンドン、グラスゴー、エヂンバラその他にある。アメリカの豫備航空部隊の整備とともに、これまた大に着目を要することである。

イギリスの空軍統一制度に關しては、他國において研究の好問題として常に俎上に上らせられることであるが、イギリス自身においてもかなり反對があるようである。卽ち『空軍省より海陸軍航空部隊を取り除いて、それ〳〵海軍および陸軍に附屬せしむるは國防上はるかに有効にしてかつ經濟的なること疑なし』とする意見が多いが、また一方においては『獨立空軍は想定敵國の飛行場より策動する空軍のために、容易に攻擊を受け易い國においてとるべき組織である』とて、現在制度の地勢上必要なことを論ずるものもある。

國有鐵道貨物運賃等級改正草案に就いて（その二）

鐵道書記官　中山　隆吉

運賃等級の改正要領

（イ）才稿による運賃計算方を廢止して、等級によつて調節したこと　現在賃率の計算は、重量及び容積の二原主義を採り、百立方尺を一トンとして一立方尺の容積を十斤に換算していた。しかるに實際の取扱上才積の計算は、最も手數多きのみならず、これによつて運賃の正確を期することは至難であるから今回これが廢止を斷行し、等級によつて調節する方法をとつた。從つて比較的價額低廉なるものにして、等級の引き上りたものもあるが、これは現に容積の上において、相當の運賃を支拂いつつあるものであつて、實際問題として決して荷主の負擔を增加したるものではない。

（ロ）小口扱貨物と貨切扱貨物との權衡を圖たること　現在等級は小口扱貨物も、貨切扱貨物も、同一等級によつて定められてあるが、貨物の性質上主として貨切扱に出るもの、また小口扱に出るものあり、從つて品目の性質によつて、或は小口扱の等級に、或は貨切扱の等級に就いて、別々に考慮研究するを得た。

（ハ）貨切扱の等級は取引の狀態により出來得る限り取りまとめに便したこと　貨切扱の等級は小口扱と異なり、內に一品でも高級のものある場合、その等級によつて運賃を決定されるかち、取引の實際に適應するように努めた。卽ち、小口扱の等級の異る場合においても、貨切扱にあつては、出來得る限りこれを取りまとめ得るよう等級を單一に引下げ、品類による取引の利便を計つた。

（ニ）價額による等級の修正を行つたこと　現在の貨物運賃等級表の品目は、その制定當時と現今との間に價格において相當變動を受けたものも少くない。例えば藥品の如きは戰後好景氣の時には甚だ高價であつたが、今日においては相當低廉となつた從つてその當時と今日との價額について、明かに差異のあるものに就ては、適當に等級上調節することにした。

（ホ）小口扱貨物に對しても社會政策を考慮したこと　現在貨切扱貨物は生活必需品に就いては、特定の方法によつてそれ〳〵運賃の割引を行いつつあるが、貨物の性質上主として小口扱に出るものであつて、しかも國民の生活上重大なる

付録
付録
第149号

国産品であるものに対しては十分其の等級に相当する等級税の適用を考慮すること。

（ハ）鑑定は単に其の他の鑑定に対して考慮し、其の出来栄の良否を考慮つつ、其の出来栄の良否のみを以て鑑定を行ふこと。

（ニ）鑑定は単に其の他の鑑定に対して考慮し、其の出来栄の良否のみを以て鑑定を行ふこと。

（ホ）鑑定は単に其の他の鑑定に対して考慮し、其の出来栄の良否のみを以て鑑定を行ふこと。

（ヘ）鑑定は単に其の他の鑑定に対して考慮し、其の出来栄の良否のみを以て鑑定を行ふこと。

（ト）鑑定は単に其の他の鑑定に対して考慮し、其の出来栄の良否のみを以て鑑定を行ふこと。

（チ）各種の鑑定品を鑑定の際、其の他の品質のみを考慮し、其の外品は鑑定品中、鑑定等級表に掲げる品目に属するものは、若し鑑定等級によつて鑑定の結果が不満なる時は、鑑定品の如き何れか適当なる等級に編入したる旨を記載し、これによつて本鑑定書を見れば、すべての品目を明瞭ならしめることにした。

（リ）品目表を附せざること　鑑定の品目につき目次を附せざることにした。

（ヌ）鑑定の問題は等級表作成中の最も困難なる問題であつたが、この問題は現在本邦に適用する必要ある品目表と鑑定等級とを対比して明かにすることにした。

（ル）鑑定等級に関する品目が如何なる品目に属するかを明かにしたこと　これは鑑定品目より約四五百の品目を抽出したこと。

（ヲ）鑑定等級表を作成したこと　鑑定等級表は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ワ）鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと　鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（カ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ヨ）鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと　鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（タ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（レ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ソ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ツ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ネ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ナ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ラ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ム）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ウ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ヰ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ノ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（オ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ク）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ヤ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（マ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ケ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（フ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（コ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（エ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（テ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ア）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（サ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（キ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ユ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（メ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ミ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（シ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ヱ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ヒ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（モ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（セ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ス）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ン）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ロ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ル）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ヲ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ワ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（カ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、鑑定品目の品目が如何なる等級に属するかを明かにしたこと。

（ヨ）鑑定等級表の作成　鑑定等級表の作成は、

天然に氷晶石の産出地としてしられているところは、グリーンランド南部の Ivigutt および Arnukfiord 地方である。その他にも少量は産出すれども、工業上の目的には問題とならない。

グリーンランドの氷晶石は、現在デンマルクのコッペンハーゲン市にある Oresund Chemiker Fabriker Kommanitt Selskab 社の所有に屬する。アルミニウム電解用としては、天然産のものが電解中分解する割合が少ないから、利益であるが純粹なるものが少ないのと、不純なるものゝ精製が比較的困難なために、最近は各國において これが製造に着手されている。

氷晶石は弗化アルミニウムと弗化曹達の化合物で、$AlF_3.3NaF$ の分子式に相當することは普くしられたるところである。この製造法は極めて容易のようであるが、實際は相當困難である。困難なる點は、弗化水素酸を造ることにある。ドイツにてはハノーバーに近いハルリングロード村で、フランスにてはリヨンの附近その他にて製造しつゝあれども、未だ充分の裝置ができていない。製造工程は螢石に硫酸を加え加熱して弗化水素を氣化せしめ、水に吸收させて先づ弗化水素酸を造る。次に適當の濃度の弗化水素酸に適量のアルミナを混和溶解して、弗化アルミニウムと弗化水素酸の混合液を造り、これに相當量の曹達化合物を添加して煮沸し、濾過し易い氷晶石の沈澱を造る。沈澱物は、濾過洗滌して適當の溫度に焙燒し水分を蒸發せしむるのである。

弗化アルミニウムは天然に産出すること極めて稀であつて、一般に製造するを原則とする。熔劑としての弗化アルミニウムは、高溫度にてアルミナル弗化水素を作用せしめて生ずる無水弗化アルミニウムが最も適當なれども、生産費が高いので、弗化水素酸の溶液にアルミナを溶解し弗化アルミニウム（$AlF_3.Xaq$）の沈澱を造り、濾過して焙燒したるものを用う。この物は焙燒中に一部の弗素を失つて、鹽基性弗化アルミニウム（$AlOF$）となつたものである。

C　電　極

アルミニウム電解用の電極（陽極）は炭素で造られる。しかして、一トンのアルミニウムを製造するのに要する電極は約〇・七トンである。從つて純粹なアルミニウムを造るには、電極も極めて純粹なる炭素で造ることが肝要である。

比較的純粹で容易に得らるゝ炭素は、石油ピッチを燒燒して得る炭素である。一般にアルミニウム電解用の電極製造に使用されている。

電極の製造工程は石油ピッチを相當の溫度に燒燒して、コークスとなし冷却後粉碎する。この粉末の大きさは電極の消費高に密接な關係あるから、相當の經驗を要する。

次に粉碎されたコークスに適當量のタール及びピッチを加え、ピッチが熔融する程度に加熱して、充分攪拌混合する。混合物は直ちに適當の型に容れ、高壓にて充分壓縮したる後乾燥せしめ、攝氏一四〇〇度前後にて焙燒し、冷却せしめたる後、電氣爐に取付けられるよう加工せられるのである。電極の大きさは普通（四〇×七）×（七）センチメートル位であるが、工場によつてはなお少きものもあるが、又は長きものを使用している所もある。かくして出來上つた電極中の灰分は、普通〇・三乃至〇・五％位である。電極の電氣抵抗は少ない程可なれども、グラファイトの如く容易に酸素と化合しないものは、製品に炭素の粉末を混入すること、なる。從つて上記の如くして造つた電極に、一平方センチメートル當り七乃至八アムペアーの電流を通じ、その兩端において大なる電位差を生ぜず、且つ熱せられざる程度のものを適當とする。

世界的物價下落の傾向

物價の下落は近年諸國における一般の傾向である。左表は、主要十七箇國について、最近三箇年にわたつて、各二月中の平均物價指數を對照掲記したものであるが、これだけの材料について見ても、各國物價が近年如何に低下の傾向にあるかを、厚然とみることができると思う。

主要十七箇國の卸賣物價指數

合衆國	一九二五	一九二六	一九二七
	二月	二月	二月
	一六一	一五五	一四六
カナダ	一六五	一六二	一五〇
イギリス	一六九	一四九	一四三
フランス	五一五	六三六	六三二
ドイツ	一四三	一三四	一三六
イタリー	六六〇	七〇四	六五八
日本	二一〇	一八八	一七一
オーストリー	一四六	一二〇	一三〇
ベルギー	五五一	五五六	八五四
チエッコスロバキヤ	一、〇四八	九五〇	九七六
デンマーク	二三〇	一四五	一三〇
ハンガリー	一五二	一二五	一二六
オランダ	一五八	一四九	一四四
ノルエー	二八一	二一一	一六五
スペイン	一九二	一八三	一八六
スイス	一六九	一五二	一四六
スエーデン	一七〇	一五一	一四七

右表の數字は總て、フエデルラル、レザーブ、ブレテンによつたものであるが、さらにこれを合衆國内の商品二百五箇をとつて調製した、フイシシャー教授の物價指數によれば、一九二三年を一〇〇として見た本年三月の物價は、一三九・六を示し、「戰後の最低指數一三八に接近し、最近五箇年の最低數字を示している。

合衆國における農作物の價格低下の顯著なことはあまねく喧傳されたところであるが、農作物以外の商品の値下りも決して觀過することはできない。合衆國勞働局の調査するところによれば、本年一月におけるこれ等卸賣商品の物價指數は、一五六にして前年一九二六年同期の一六一に對して、五點の低下を示し、一九二一――二二年の不況時代に到達したる最低數字に達した。

かくして、物價低下の傾向はひとり合衆國に止まらない、あまねく世界の傾向となりつゝあるのであるが、しからば、この傾向は何時までつゞくのであるか、將來の成行如何については何人も知らんと欲するところであろうと思うが、しかしながら、これは人類の經濟生活を左右する大問題であり、容易に速斷を許さぬところであろうが、しかも右の短文はこれが研究に對して、多少でもヒントを提供するかと考える。（構溜正金銀行調査課）

本である。奥書によれば元亨三年九月十六日左衛門權佐長顯の書寫し移點したもので、中原家累代相傳の本奥書もあつて貴重すべきものである。筆者は權大納言長隆の子藤宰長樹であらう。本書の一部は久原文庫にある。

▼高山寺　京都府梅ヶ畑村

丙紙本墨書史記　卷第三第四　二卷

二卷とも單兼解本である。卷第三の段本記は、王の各代毎に提行してあつて、軸付のはしに「建暦元年七月十五日受之同日即讀了」と書し、その讀了の回數をも注してある。卷第四は周本紀でまた相距ること遠からざる古鈔本として珍重される。

▼同　寺

丙紙本墨書論語　卷第四第八　二卷

丙紙本墨書論語　卷第七第八　二卷

何れも何晏集解のいわゆる古註論語である。前者は大本で卷第四第八の二卷を存し、第四の奥書に中原宗の秘本によつて、嘉元元年九月二十五日大法師了尊の書寫したことが記してある。後者は小本で卷第七第八の二卷ある。その書風は前者と異なるがまた鎌倉時代の書風で紙背繼目に清原眞文康祐とあるによつて、清原家所傳の本であることを思わせる。皆書道の參考に資するに足りる。

前週の官報に

◎關東州裁判令中および高等官等俸給令中改正（勅令）　一〇日
◎昨年中の種牡牛檢査成績（彙報）　一〇
◎大禮準備委員會設置並に大禮準備委員長、副委員長委員幹事任命（彙報）　一一
◎外務省官制中改正その他（勅令）　一三
◎本年度開催の實業學校教員夏期講習會要項（文部省告示）　一三
◎司法省官制中改正（勅令）　一五
◎生絲檢査所檢査および鑑定規則（農林省令）　一五
◎度量衡講習規程（商工省告示）　一五
◎本年五月の十三都市賃銀概況（彙報）　一五

特　149　号